

令和4年12月16日(金曜日)

(会議第4日目)

応招議員

1番	中島一郎	2番	池内弘道	3番	浅野修一
4番	宮川徳光	5番	濱村美香	6番	山本久夫
7番	矢野依伸	8番	矢野昭三	9番	山崎正男
10番	吉尾昌樹	11番	宮地葉子	12番	小永正裕
13番	澳本哲也	14番	小松孝年		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員と同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	松本敏郎	副町長	西村康浩
総務課長	土居雄人	企画調整室長	徳廣誠司
情報防災課長	村越淳	住民課長	宮川智明
健康福祉課長	佐田幸	農業振興課長	渡邊健心
まちづくり課長	金子伸	産業推進室	門田政史
地域住民課長	青木浩明	海洋森林課長	今西和彦
建設課長	河村孝宏	会計管理者	宮地美
教育長	畦地和也	教育次長	藤本浩之
教育次長	清水幸賢		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 山崎あゆみ

令和4年12月第27回黒潮町議会定例会

議事日程第4号

令和4年12月16日 9時00分 開議

日程第1 一般質問（質問者：9番から10番まで）

日程第2 議案第45号から議案第61号まで

（委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決）

日程第3 議案第62号及び議案第63号

（提案理由の説明・質疑・討論・採決）

日程第4 議員提出議案第1号

（提案趣旨説明・質疑・討論・採決）

日程第5 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

●町長から提出された議案

議案第 62 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

議案第 63 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

●議員から提出された議案

議員提出議案第 1 号 子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める  
意見書について

## 議事の経過

令和4年12月16日  
午前9時00分 開会

議長（小松孝年君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

これより日程に従い会議を進めますのでよろしくお願ひ致します。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、山崎正男君。

9番（山崎正男君）

それでは、私の方から一般質問をさせていただきます。

今年もですね、この年度末に入って、もうそろそろ気持ちを落ち着かせる時期でありますけれど、こういう時期にこそ、町民の、日頃の平穏を願いつつ、私もその一助となるような質問にしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

私の今回の質問は地域振興について、それから漁業振興について、それから震災対策についてと、3点でございます。

まずですね、黒潮町佐賀の漁民センターのあり方について聞きます。

このセンターは建設後、かなりの年月をかけながら、漁業の振興のため、また地域の関係集落のために活用されてきました。

現状は、歳月の経過とともに、玄関やトイレなどの老朽化が見られます。この建物は、地域の3集落、浜松、明神、会所の初会にも使われております。

また、海上遭難者慰靈祭並びに海上安全祈願祭や各種会合等も行われています。その上選挙など、公共の行事も実施されるときがございます。

町民が快適に利用できるようにしっかりとえた施設にすべきではないか、今後どのように町が改善していくのかお聞き致します。

まず第1点目、施設の建設年月日と利用目的。委託内容等はどうなっているかお聞きします。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

おはようございます。

それでは山崎議員のカッコ1、施設の建築年度と利用目的、委託内容についてはどうなっているのかのご質問にお答えします。

議員ご質問にあります黒潮町佐賀漁民研修センターの建築年次につきましては、昭和60年度に竣工、実施事業名につきましては、通称JAXA宇宙航空研究開発機構における、当時の種子島周辺漁業対策事業を活用し、建築総面積が392.55平方メートルの鉄骨2階建て。総事業費が6,565万円となっております。

建築当時の施設利用目的としましては、種子島周辺事業に掲げる補助内容のうち、漁業研修施設設置事業の整備方針のもと、集会、研修、健康管理等のための施設及び内部の施設、並びに宿泊施設等に基づき、

主に佐賀地区の漁業関係者において、その会議での利用や、集会所の機能、漁業研修などに利用されてきた経過があります。

建築当時は、漁業に従事する関係者、漁協組合員も、現在とは比較にならないほど多く、地域生活になくてはならない施設として、現在にまで至っております。

また、委託契約のご質問につきましては、本施設は、先ほどの種子島周辺事業整備における漁協所有の財産であるため、当時の佐賀町漁協、現在の高知県漁協の物件であり、町からでの委託業務ではございません。

建築当時の下の目的であります、地域全体を網羅する漁業活動の推進につきまして、日常的な漁業関係における各種会合も非常に少なくなり、現在では、もう一つの公的な目的であります。佐賀3地域、いわゆる明神、会所、浜町地区の集会所機能としての役割が主なものとなっております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

ありがとうございます。私がこの問題を取り上げたのは、ここの集落3集落なんかがですね、この集会所というか漁民センターはですね、常に活用される機会が多い。それから役場もですね、そこで避難場所としても活用したりもする予定もあるかと思いますし、そういう場合に、中身を覗いてみて、そろそろ何年も施設が30年も40年も近くなると、必ず壊れるところが増えてくる、老朽化してくると、いうふうに感じますので、これは漁民センターひとつを取り上げてるわけですけれど、我々の考え方としては、30年も経って、新しく建った公共に近いもの、公共のもの、それぞれは必ず年月とともに古くなるということですので、当初に何千万とか何億とかいうて、金をかけながら、安心しておっても、30年40年先には必ずそれに見合う費用が出てくるということを思いますので、全体としてはそういう執行部の考え方としては、大きなうねりを持って、歳入歳出予算を考えていかないかんなという観点も感じております。

そこで2番目に移りますが、目視で確認する限り、早急に改善すべきではないか。浄化槽も含め、水洗式として、トイレは男女の区分けもして、それぞれ快適安全に使用できるように心がけて欲しいという質問でございます。

ここだけ目視する限りですね、よくこのトイレで今まで利用していたのかなと思います。

ひとつはですね、やっぱり男女が同じトイレで、するということは、大きな会合なんかは人数も増えます。それぞれトイレに行く回数も増えます。そうした場合に安全に安心して、やはり、それぞれの用を足すということはですね、大事なことではないかと思いますので、トイレの区分け、これは我々は、考えていいかんなと思って質問しております。

それから、トイレ、についてもですね、現在、最近のトイレは水洗ですね、非常に快適に設計されています。そういうことも踏まえればですね、もうここに青い苔が立つようなトイレではいかんなど。思いましたので、このような質問をしております。

回答をお願いします。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは、山崎議員のカッコ2、目視で確認する限り、早急に改善すべきではないか、トイレは男女の

区分けもして、それぞれ快適安全に使用できるように心がけて欲しいのご質問にお答えします。

漁民研修センター1階にあります施設内のトイレにつきましては、議員おっしゃられるように、竣工後約37年を経過し、経年によるトイレ設備全体の劣化、一部破損が進んでいる状況につきましては、確認を行っております。現時点での直接のトイレ設備使用には問題がありませんが、部分的な水漏れも確認でき、設備の交換、また改修の時期を迎えている状況となっております。

しかしながら、既存の水産関連整備事業、また漁港整備事業におきましても、施設の維持修繕に対する有効な補助事業メニューはなく、以前に活用しました、種子島周辺漁業対策事業につきましても同様となっております。

ご質問にございます現在、男女が共同で使用する形態のトイレ環境につきましても、決して、現在の公共施設の整備のレベルには達しておらず、快適安全か問われますと、不十分な面も認識をしております。

漁民センター本体は鉄骨づくりであり、大幅な間取りの変更は難しく、予算面も含め、現時点での大規模な改修、また増築などは、金額的なハードルが高いと考えますが、佐賀3地区の集会所機能も十分に踏まえた上で、小規模な水回り修繕トイレ設備の新規交換などが、整備において、緊急度も含め、現実的ではないかと考えております。

集会所として利用を行う明神、会所、浜町の3地区。また、所有者の高知県漁協からの要望にはなりますが、集会所機能としての施設修繕、また、過去より選挙投票所としての利用を行っている状況も十分に踏まえた上で、今後、関係者間での協議を進めて参ります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

この集会所の町が活用する場合の頻度、これはどのような考え方を持っていますか、現実にあそこの集会所をこういう場合に、利用したと言うようなことが、町としても必要性を感じているのか確認します。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは、山崎議員の再質問にお答えします。

まず漁港漁業関連の現在の利用状況としましては管理を行う漁協佐賀支所に問い合わせを行ったところ、先ほど議員がおっしゃられる海上遭難者慰靈祭や海上安全大漁祈願祭、また、組合の初会の一部、漁協の総代会、漁協の防災関連の説明会など、現在は年間を通して、5日から6日の施設状況となっております。

それ以外につきましては先ほど申しましたように主に佐賀3地域の集落活動に利用をされております。

それであの回数につきましては、正確な数値は持ち合わせておりませんが、ここ数年は、コロナ禍もあり、3地域におきましても会合の回数もかなり少ない、漁協から問い合わせますと会合の回数自体もかなり少なくなっているのではないかと伺っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

私は、町が、漁民センターを、どのような場合に活用したのか、実績があるのかどうかということをお

聞きしたかったわけで、町は漁民センターを単なる、漁協の持ち物じやと、いうことではなくてですね、今言う、私が言ったその避難の場所に使うとか、そういう実績はないですかね。

議長(小松孝年君)

情報防災課長。

情報防災課長(村越 淳君)

それでは山崎議員の再質問にお答え致します。

佐賀保育所が以前、小学校の前に、今、交流センターみらいとなっておるとこなんんですけど、あそこに保育所としてまだあった時には漁民センターの方も避難所として利用しておりました。

今、保育所が移転し、交流センターみらいとなってからはそちらの方を豪雨の際の避難所というふうにしていますので、現在は避難所としては、利用はしておりません。

ただ、その他の使用としましては、当時やはり保育所があったときには、防災の学習会等もした経緯はあります。

以上でございます。

議長(小松孝年君)

山崎君。

9番(山崎正男君)

ということは、漁民センターは、町としてはほとんどを利用してないという考え方でよろしいわけですか。

議長(小松孝年君)

総務課長。

総務課長(土居雄人君)

それでは、ご質問にお答えします。

選挙がいろいろとありますけれども、選挙ではそこは投票区として利用させていただいておりますので、その点については町が、漁協に借りてということにはなりますけれども、使用しております。

以上です。

議長(小松孝年君)

山崎君。

9番(山崎正男君)

ということで、町が使うにあたっても、あそこの漁民センターの老朽化、それから、そのトイレの問題なんかに、支障を来たすなという気になったことはないでしょうかね。

議長(小松孝年君)

総務課長。

総務課長(土居雄人君)

それでは、ご質問にお答えします。

確かにトイレっていうのが、今、男女兼用となっているところなんかについては、集会をする際には、不便であるということは気づいております。公共で使う選挙においてはですね、基本的には、選挙に関係者ののみが使うということにおいては、それほどの、その違和感というものは感じず使ってはいるところですが、大きい集会等となれば、当然そこは、今の時代にそぐわないっていうかですね、そういう施設ということは認識して、今の時代にはそぐわない男女兼用の施設ということについては、ちょっと違和感を感じているところはございます。

以上です。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

細かいところまで観点を聞いておるわけすけれど、私は、トイレをですねぜひ町も中に入つてですね、思い切った改修をやつていただきたいという気持ちがあります。

というのは、現状、漁協の持ち物でありますけれど、皆さん感じでは漁協もいろいろと大変、水産の景気があんまり上向きでないというところもあるかと思いますので、町がともにですね中に入つて、こういう施設では地域の3集落も使うに非常に困るだろうと。

それから地域の要望も出でないかもわかりませんけれど、これは町から率先していって、この3集落は集会所もございませんので、何らかの形で町民に負担をかけないような水洗のやり直し、改修をやりたいと、いうようなお話をぜひ課長、海洋森林課長は前向きに考えておられますけれど、この予算的なもんはどうなんでしょうかね。何か助けになるようなものがありますかね。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは、予算的なところについて私の方から説明致します。

佐賀地域の集会施設でありますので、窓口は地域住民課になっておりますので、今までの流れ等について説明させていただきます。

漁民センターは、先ほどの海洋森林課長の答弁にもありましたとおり、昭和60年度に種子島の事業を受けて、設置された建物でありますが、所有は漁協のものになっておりますので、町がそれに対して、町費を直接投入してっていうのは、今現在では大変厳しい状況であります。

ただですね、議員ご承知かと思いますが、本町には、集会所などの放送設備や建物等を改修した時には、黒潮町集落整備事業という、町単の補助事業を、設けております。

それがですね、集会所のトイレ改修等についてはこれが補助対象事業に該当致します。その関係で、事業費の8割を町費、2割を受益者負担、地元負担ですね、になっております。

その関係で、佐賀の漁民センターは、浜町、明神、会所の3地区の集会所としての機能を有しております。

それ以外にも、町の海難者慰靈祭であつたり先ほどの選挙の使用であつたり、公共施設としての頻度が高い建物でありますので、それについてはですね、この集落整備事業を当てて、トイレ改修も行える事業であります。

しかしその2割の地元負担がいりますので、ここについては漁協と3集落の区長さん等に話して、それが担保できるようであればですね、この事業は導入できますので、それについては、議員は町が積極的に話を持ちかけたらどうかと、いうようなことでもありましたので、実施可能かどうかについては漁協と3集落の区長さん等で、協議をしたいと思います。

以上です。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

この問題を私だけの感じで、話すわけにはいきませんけれど、漁協それから3集落の意向、こういうことがあります。

ただ、昔、大々的に何千万もかけて建てて、古くなったら町はあまり知らないというわけじゃいけませんので、今言う地元負担も2割ということでございますが、果たして改修にどれがかかるかわかりませんけれど、500万かかれば、その2割、100万というような負担が出てくるわけですので、ここらをですね、町は、こういう時期、こういう物価高、それからいろんな面がある中で、また地元の各集落も、それぞれ自前のお金が少ないと思っておりますので、できるだけ町もこの負担をなくすような方向を見いだしていただきたいと思います。

なぜならば、今、集落のこういうセンターはですね、各集落でそれぞれ負担金を出しながら、また新しく新規になって、建て替えております。これを考えると、会所、明神、浜町、こういうところは新たに構えてくれという要望は特に出てないと思いますけれど。

この3集落に3つも建てるまた、佐賀の場合やったら、下分、町分、こういうとこも集会所はございません。

それぞれ公共の建物を利用させていただいているわけですから、できるだけ負担のないような考え方を持って、今後対応していただけたらと思いますが、ぜひ検討できないか。

ひとつ答弁お願いします。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、私の方から答弁させていただきたいと思います。

今ご質問にありました漁民センターにつきまして、まず所有者が漁協ということでございますので、漁協とまず第一に協議をする必要がございます。それからそれを使ってる集会所を使っている3地区とも協議必要でございますけれど、そもそもこの先ほど課長が申し上げました黒潮町集落整備事業につきましては、これまでの経過から、今議員おっしゃられたように、地域の負担ができるだけ少なくするように、ぎりぎりの線まで補助率をアップしてきた経過もございますので、そして8割というここまでできるわけでございます。これ以上こう精度を上げるとなるとですね、なかなか財政的に、あるいは他の補助事業の補助率とのバランスからいってもですね、なかなか厳しいものがあろうかと思いますので、あくまでも現行の制度の中で、地域でしっかりとお話をさしていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

なかなか財政を考えると、それから均衡考えると難しいかと思いますが、ぜひですね漁協、と十二分に話され、まず漁協の負担がどれくらい持てるか、それから各集落の負担がちゃんと出せるか。出せない場合はどうするかと。そのままほたくるか、ということでございますけれど、ほたくるわけにはいかんと思いますが、言葉が悪いかな、ほたくるということは。放置するわけにはいかんと思いますので、よく十分今後協議していただきたいと思います。協議をお願いできますか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

質問お答えしていきたいと思います。

十分協議して参ります。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

それでは大所高所に立った考え方を持っていただいて、柔軟な対応をお願いしたいと思います。

3番ですが、この周りにある駐車場もですね、ここで各種会合とかがある場合には、他町村からもおい  
でになるし、いろんな車で来られる方が多くなると思います。

駐車場も隣接に作る必要があるのでは、という質問でございます。不特定多数の来客の場合に、誰もが  
安心してきて駐車できる場所が必要と考えております。

これまず漁協のものですので漁協がどこへ駐車場、他町村からこられた、来客はここで止めてください  
と。いうようなことを明解にしていくべきだろうとは思います。思いますが、雨風の場合にですね、なる  
べく近くに駐車場があった方がいいのではないかと思います。

それから自転車でですね集会所へ向かわれる方もおりますので、自転車の整備の場所もどこにされてる  
のか、あまり明解ではありませんけれど、屋根つきでここへ駐車してくださいというぐらいの、やっぱり  
サービスがないといかんじやないろかと思います。

それにはですね、どうしても行政の力を借りないとできないものもありますし、今言う集落整備の関係  
で、漁協のここへ駐車場の目印を線を、引くとか、ここがそうですよと。来客のとこですよと。

誰もが安心して置けるような取り組みをしていただきたいと思うわけですけれど、我々観光の町、黒潮  
町ということでやっておりますけれど、早く黒潮一番館で行事がある場合も、皆さん心配しながらやって  
おられます。大きな行事の場合はなんか公園なんかも借りて、送り迎えもされてるようですが、通常  
使用しやすい形にするには、駐車場の明解な設置も必要ではないかと思いますが、この点についてはどう  
でしょうか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは、山崎議員のカッコ3、駐車場も隣接地に作る必要があるのでは、不特定多数の来客の場合に  
も、誰もが安心して駐車できる場所が必要と考える。のご質問にお答えします。

先ほどの回答と一部重なりますが、漁民研修センターにつきましては、昭和60年度に竣工し、建築当初  
より、センターの玄関横において、軽車両2台程度の駐車スペースが整備されております。

議員ご質問のとおり、特に多人数での会議、研修等の際には、慢性的な駐車場不足になっていることか  
ら、施設の利用者につきましては、センター南側の佐賀漁港ドック場や、高知県漁協所有の駐車場をその  
都度利用しているという現状であります。

以前より、利用者の方からは、雨天時、荒天時など、さらに不便であるとの意見が、漁協関係者にも届  
いており、町としましても課題の、一つとして認識しております。

当該漁民研修センターは、土地、また建物も、高知県漁協の所有物件であり、他の団体の財産において、  
町が公費で駐車場の整備を進めていくことには、現時点では困難な案件であると考えております。今後にお  
きまして、集会所機能としての役割も踏まえ、施設利用者の立場に立ち、誰にでも分かりやすい駐車場

の目印や、また、なるべく近隣の漁協所有地での新たな駐車場用地の活用など、施設所有者の高知県漁協と情報を共有して参ります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

この漁民センターの両隣は、田んぼがあります。ここの田んぼも、所有者がおりますので、相談の必要な場合もありますけれど、もうこの際ですね、こここの田んぼにもお願いしてですね、駐輪場とか、駐車場とかいうもの、設置するようなお話はできないでしょうかね。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは山崎議員の再質問にお答えします。

先ほど申しましたように基本的には物件所有者の高知県漁協が、その対策を行っていくものと考えております。近隣、他の所有者の土地につきましても、一定その情報を漁協と共有はして参ります。

しかしながら現実の用地購入等の問題につきましては、今現在の高知県漁協における予算スタミナを含め、やはり整備のハードルは高いと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

私がここで自分の意見として、質問するだけではいけませんので、まずは本体の漁協、そのもののやる気。それから、力、こういうものが大切になると思いますけれど、町はそういう漁協が目の前にあって、どれだけのことができるかと、いうことの認識も、普段から協議をされて、尽くしていくべきだらうと思います。今後ですね、この全体を見まして、この漁民センターの活用がですね、地域の住民も始め、それから町も先ほども、防災課長の言われるように今は旧佐賀保育所を主に活用しているようですが、一番地域の住民に近い場所でありますので、役場もできるだけ多くここも活用して、お互いが臨機応変に、利用できる建物であると、安心できる建物であると、ということで盛り上げていくことが大変だらうと思っております。ぜひ今後ますますですね深い協議をされて、特に漁協とも密に考えていただきたい。それから、地域3部落にもぜひ、十分な協議をしていただきたい。どうやって、この漁民センターをもっと使いやすくしていくかということでございますのでよろしくお願ひします。

次に移ります。

漁業振興についてでございます。

最近水産業の現状を見るに、漁民の高齢化を感じます。今、漁民の所得向上策、漁船の老朽化対策。漁村の後継者の育成や手立てが必要であると私自身は考えております。漁業はどうあるべきか、行政がどこまで踏み込んで対策を立てられるか、大きな課題だと思います。

町として、漁業の発展と活性化に向けて、これからどう考えていくのかをお聞きします。

まず1点は後継者の育成の必要性はどうかということでございます。

後継者の育成というのは、一言で言うと、次々に時代を乗り越えて、水産業が発展するような、各漁業

者が継続できるようなことであろうと考えておりますけれど、なかなか実際は難しい問題があるかと思います。家族に自分の後継がいる人いない人、それから今の現状で経済的に、漁業だけではやっていきぬくいというようなことで、後継を立てたくても立てられないと、いうような方もおるかと思いますけれど、この水産業全体を見たら、我々の黒潮町の町の水産業の安定的な継続方法、これを考えていく必要があると思いますので、漁業者の育成の必要性をどう思われてるか、お願ひします。

議長(小松孝年君)

海洋森林課長。

海洋森林課長(今西和彦君)

それでは、山崎議員のカッコ1、後継者の育成の必要性はどうか、のご質問にお答えします。

県内における漁業従事者につきましては、高齢化の一途を辿っており、本町におきましても、就業者の高齢化、また後継者不足が特に深刻な状況であることは十分に承知をしているところでございます。

特に沿岸漁業全般におきましては、近い将来、本町の基幹産業としての維持、また継続が困難になることが十分に予想されることから、新規漁業就業者について早急に確保することが喫緊の課題となっております。

議員ご質問にあります、漁業後継者の育成につきましては、特に重要視される案件として認識をしており、包括的な事業計画に基づいた対応が求められております。

現在の対応策としましては、漁業就業者の積極的な掘り起こしを初め、新規就業希望者の方に対しての、技術の習得、また承継に向けての現場研修の実施、漁業に就業後のフォローアップまでを一貫として支援することを、その目的としまして、設立されております一般社団法人、高知県漁業就業支援センターとともに、町内新規就業者確保の取り組みについて、令和元年度より、進めております。

具体的な取り組みとしまして、いわゆる独立して漁業を営む目的がある希望者に対しては、自営漁業者育成事業を3ヵ年にわたり実施しており、主に県外や県内他市町村の方をその対象としております。

また、地元における漁業後継者の方、跡継ぎを対象としまして、漁家子弟支援事業を同じく3ヵ年実施しております、トータルでの実施の状況としましては、令和4年度時点では、自営漁業者を目指す対象者の方が、入野地区で2名、佐賀地区におきまして、漁業後継者の方が1名の合計3名が町内各漁港にて研修に取り組んでおられます。

事業の成果としましては、毎年1名以上の新規就業者の確保に繋がっております。

今後とも、漁業就業支援センターとの情報共有し、この取り組みの成果につなげたいと考えております。

いずれにしましても、漁業の担い手の確保は、町としまして、喫緊の課題であり、スピード感を持った対応を進めて参りたいと考えております。

以上でございます。

議長(小松孝年君)

山崎君。

9番(山崎正男君)

この漁業の後継のできぬくい根っこは何であろうかと、いうふうに、感じるときがあります。漁業そのものが、敬遠されるような経済体系なのか、一生、生涯を漁業でやってみたい、海原に出て、大きな魚をとつてみたいという夢をそのまま託せるような条件、漁業体系の条件づくりが大切ではないかと思っております。

私も就業センターの、ちょっとパソコンで見たわけですけれど、これ新しいのか古いのかちょっとわか

りませんけれど、第151明神丸とか勝丸とかというようなのが出てきてまして、これ、ちょっと古いがじやないろかなと思って見たことでしたけれど、それから条件にですね、年齢、もちろん年齢若い方が良いわけですから18歳から50歳代までとか、それから、基本給が、歩合制で月15万とか、そういうような状況で掲載されております。

この条件がですね、見た方が、よし、これなら食べていける。好きな海で働く。こういうものを見出せるようなコマーシャル、こういうことじやないろかと思いますけれど、アピールできるような条件整備をやっぱり行政は考えていかないかん。このように思います。

できるだけ難しい後継の問題でありますけれど、漁協の本音も聞いて、それから漁民の本音も聞いて、役場が共に頑張っていくと、大きな観点でやはり水産業の継続が一番大事だと私は考えておりますので、水産業界が元気であれば、町内も潤う、またおいしいものも食べられる、こういう状況があります。

もちろん農業も林業もそれぞれ形態がありますので、繋がりを持っております。ぜひですねもっと深い観点というか前向きに取り組むようなこと。

私はやっぱり、状況を考えた分析が大事だらうと思うし、よく分析されてですね今後漁協と話し合って、行っていただきたいし、その方向性はどうですか。

議長(小松孝年君)

海洋森林課長。

海洋森林課長(今西和彦君)

それでは山崎議員の再質問にお答えします。

研修制度全般になりますが、陸上における漁具の整備や、漁法の指導、また海上船上におきましては、実際の釣りの指導や船舶の機器全般の操作方法の取得など、そういった形で月に20日程度研修を行っております。

また先ほど支援にかかる制度の部分になりますが、生活の支援金等としまして、1カ月、およそ15万円を制度の上限としております。

どうしても研修という形ですので、こういった他にも農業の研修なり、林業の研修制度、いろいろあろうと思いますが、こういった形を制度の上限としております。

町としましても、金額につきましては、制度の上限がありますので、そういったところを、今後それ以上こたえていくことは難しいのかなとは考えますが、先ほど議員おっしゃられた、こういった形のPRとか、広報活動、こういったところについては、改善の余地があると考えておりますので、こういった面を充実させるような形で検討を進めて参りたいと考えております。

以上でございます。

議長(小松孝年君)

山崎君。

9番(山崎正男君)

まあ、いろいろとありますけれど、やはり我々は、状況を分析する力、行政としても分析する力が問われていると思いますので、今後十分時間もかけながら、研究していただきたいと思います。

次に参ります。

船体の老朽化による解体費や改修費、また、エンジン機関の老朽化への補助策はないかどうかということでおございます。

これはね私は漁業の経験もほとんどないわけですけれど、生まれながらに漁民の生活ぶりを見ておりま

すと、昔は景気のよかつた時代もあります。

ただ、漁業者が親から譲られて、漁業になった方もおりますし、新たに若い勢いで、漁業始めた方もおると思います。漁業を、最初、分析してみると、まずは船ですね、船をどのようにして、自分のものにするか。それから船に積まれる備品、そういうものをどういうもの、漁法によっていろいろ違ってくると思いますけれど、備えないかん。細かいところでは釣りから糸まで、どういうものを構えるか。大きなものでは、機械の力を借りて巻き上げたりする場合もあります。

こういう漁業形態を、我々もその漁民と一緒にになって、分析し、考えていく必要があると思います。で、その中で、行政がこういう場合は、我々も手助けできるねということを考えていかないかんと思いますが、まずここに、私の問題としたやつの2番の問題ではですね、船体の老朽化、解体、改修、エンジンこれは一貫して、漁船を持ってる方は、日々管理費用オーバーホール、いろいろ手だが、お金が要るわけでして。金がある時は蓄えもしてそのエンジンを修理もできる。ただ、じわじわと水産業界が弱ってくると。日々一生懸命沖へ出て働いても、その手だけがとれない。こういう状況も出てきますので、町はですねぜひ、この船の解体費、それから改修費、それからエンジンの機関の補助費、こういうものを考えていただきたいわけですが、いかがでしょうか。

議長(小松孝年君)

海洋森林課長。

海洋森林課長(今西和彦君)

それでは、山崎議員のカッコ2、船体の老朽化による解体費や改修費、またエンジン機関への老朽化への補助策はどうかのご質問にお答えします。

近年、進みつつあります漁業者の高齢化も相まって、町内におきましても、漁業活動を終える漁師の方も増えつつあり、不要となる漁船や港に陸揚げされる漁船が急速に増加することは承知をしているところであります。

一例として、漁家経営の廃業時などにおける様々な必要経費の捻出も難しく、実際の漁船取り壊しなどに、前向きに取りかかれない現状につきましても、引き続き関係者の方からの声も届いております。

先日も渋本議員への答弁書と重なりますが、現在の廃船への補助スキームの枠組みでは、漁船などの所有者が不明であるなどの条件が必須とされております。

町としましても、事業対象となる漁船への制度拡充や、特に所有者不明以外の漁船取り壊しにつきまして、引き続き、県に対しても、事業拡充の要望を進めて参ります。

次に、漁船の改修費並びにエンジン改修補助のご質問になりますが、主に沿岸漁業を対象とする国の事業としまして、新規の漁船取得、また、中古の漁船の改修などに対して補助を行う浜の扱い手漁船リース事業があります。助成率は2分の1以内。上限額は1隻当たり2.5億円。また、助成要件としましては、原則55歳未満の年齢制限や詳細な事業計画書などが必要とされ、議員ご質問の修繕費を含む地元漁船への対応策とは若干事業規模が異なるかと考えます。

現在の補助内容におきましては、小規模な修繕に対する国、県における個別のメニューはなく、新たな制度での対応となりますと、町単独での新たな経費の支出は必須となるため、現在の財政状況での他産業とのバランスも踏まえ、そのハードルは非常に高いと考えます。

漁業活動の継続、日々の営みとして将来にわたり安定して続けていくには、昨今の、資機材や燃料費の高騰も踏まえ、漁業に携わる方の経費の負担対策は避けて通れない問題であり、町としましても、喫緊の重要課題として、各種の補助対策に取り組んでおります。

水産業全般の予算の確保に向けて、今後とも国、県における新たな制度設計も含め、全体を注視して参りたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

それで具体的には、今の答弁ですが、具体的には、もうエンジンのオーバーホールとかについては、補助金はないですかね。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

先ほど申しましたように規模の大きい金額の大きい部分につきましての補助につきましては、先ほど申しました事業の対応になってくる場合もありますが、一般的に修繕、あるいはオーバーホールに対しての補助につきましては、現時点では、制度の方はこれといったものがないのが現状であります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎正男君。

9番（山崎正男君）

漁民の現状を見るに、はい、ないですでは私としては、気持ちが收まりませんので。ぜひですね、漁民は、もう死ぬまで、海で頑張る、そういう方が多いわけですので、人生設計というか、そういう長いスパンで、一生懸命生きてきた場合に、大体高齢化してくると、力も弱る。それから水揚げも減るというような状況が出てきてなおかつ船体も老朽化してくると、こういう状況の中で頑張って生きていかなければ。そういう場合に、じゃあこういう方たちの困った意見をですね、どのように行政が吸い上げていくのか。いうことでございます。

で、今言うオーバーホールすると、20万40万、こういうふうなことが出てくると思います。今課長言われた大きな船は、すぐに2分の1でも2億とかっていうような大きな金が、補助が出るわけですから、このギャップは何だろうなという気がありますので、ぜひですね今後、この我々の同じ黒潮町で、同じように苦労されておりますので、ぜひ支援の考え方をですね、持っていただきたいわけですから、町長こういう面は今後検討されていかれますか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

山崎議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

私も感覚的には山崎議員がおっしゃられたとおりで、やはり大きい事業には補助があるけど、小さい事業にはないというところも少し、気になるところでございますけれど。現実に今担当が申したとおりの状況でございますので、これは漁業の後継者とか現在の漁業者守る、責任というのは県もありますので、少し県の方にもですね、要望をしていきたいと思っております。それで、町の方もですね、検討はして、今のご質問いただいた課題に対して、取り組むべきではないかと、いうふうな方向でちょっと少し要望活動もしてみたいと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎正男君。

9番（山崎正男君）

力強くですね、やっぱり国県、こういうところにも上げていかないと、国の先生方は県の先生方も、なかなか、この我々末端のですね、町村のましてまた一番大事なところの水産業の皆さんにですね、力を注いでいただきたいのでぜひ要望活動をお願い致します。

それでは、次の漁協3番です。

漁協職員の活性化は、資金の向上策が必要だと考えるが、町として、手だてはないかと、ということでございます。

この問題も言えば、水産業界をいかに盛り立てることができるかという観点で私は、まず今の漁協の職員の、何言いますかね、忙しさに比べて若い力が必要なのに、なかなかその職員としての、雇用がうまくいかない。こういうことを考えるときに、漁協の職員が弱つたら、水産界の中核を担う方ですので、何とか、これも元気になってほしいという気持ちでございます。

状況の賃金の向上なんかを行政が、いちいち取り上げるかという考え方もあるかもわかりませんけれど。この漁民こそが元気になる手だての一環でありますので、何とか賃金を各町内ですね、各業界の賃金と比べて、漁協は高いのか低いのか。低ければ、どういう支援策が考えられるか。こういうところが大事ではないかと思います。給料の問題は、なかなか大変ですけれど、今、全国の最低賃金制、これもあります。少なくともその賃金を上げる、1時間当たりの賃金を上げていく。みんな人間ですので、できるだけ儲けがあって、期末手当も出るぐらいのような状況になればいいわけですけれど。何分にも、行政の手際が悪いのか、漁業界が全体として、高齢化と人手不足で弱っているのか。大きな問題でございますが、この観点についてどうでしょうか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは、山崎議員のカッコ3、漁協職員の活性化は、賃金の向上策が必要だと考えるが、手立てはないかのご質問にお答えします。

本年9月議会における渕本議員への答弁書と一部内容が重なりますが、議員ご質問の高知県漁業協同組合、職員給与の向上策の考え方、またその捉え方につきましては、他の団体における給与に関する問題であるため、今回の回答につきましては困難であります。

また、高知県漁協としましても、県全体での組織運営体系でもあるため、その給与面は、黒潮町だけの問題にはとどまりません。

引き続く物価高や燃料費の高騰など、職員の方のみならず、日常生活を続けていく中でも、その取り巻く経済状況につきましては、住民の皆さんも毎年格段に厳しくなっております。少しでも状況が改善され、職員が働きやすい職場になるよう、引き続き、関係者間での情報共有を続けて参ります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

なかなか難しいと思いますけれど、金がなければ、じゃあ漁協の職員はそのまま弱り込んでいっていいのかということでありまして。行政が人的に、足らない部分は応援しようという観点もあると思いますけれど、今の現状と、行政がこういう場面だったら、協力できる。こういう場面だったら難しいけれど、もうちょっと協議の中で詰めていければ、いうようなものがあれば教えていただきたいと思いますがいかがですか。

議長(小松孝年君)

海洋森林課長。

海洋森林課長(今西和彦君)

それでは山崎議員の再質問にお答えします。

現時点での漁協職員数の不足は十分に承知をしているところであります、今後、地域の漁業活動を継続する中において、一つの重要な課題としてその認識をしております。

本年8月1日より、水産振興に係る全般業務としまして、県外より地域おこし協力隊、1名の着任となりましたが、そういう面も踏まえて、今後とも引き続き、協力隊の募集を進め、そういう側面から、漁業の支援策、また引き続きましては、漁協の支援策にもつなげて参りたいと考えております。

また職員の活性化につきましても、賃金の向上以外にも、その他さまざまな方法論はあると考えます。具体的には、この場で述べるには至りませんが、そういう多方面の角度より、漁協と、町の方も含め、さらなる検討を進めて参りたいと考えております。

以上でございます。

議長(小松孝年君)

山崎君。

9番(山崎正男君)

海洋課長が前向きで、いろんなことを考えていただいているので、感謝を申し上げたいと思います。できるだけ、日頃から漁業界の中に入っています、漁民の中に入っています、声を聞いていただいていると思いますが、この漁協の職員なんかについてもですね、中へ入っています、朝から晩まで、水揚げ、そして事務、それから、その他もろもろの関係機関との連携、いろいろと忙しいわけです。何とかならんかなというのが現実でございます。

それからまたハローワークで、人の入れ替えの必要な時もハローワークで、申し込みしていただけるわけですけれど現実、ハローワークへもなかなか申請者が少ない。それから漁協へ入ってみても、ハードワークのために辞めていかれるようなケースもあるようです。ぜひ漁協の何言いますかねアピール、明るい漁協、やりがいのある漁協。こういうものを、行政も応援して何か取り組んでいただきたい。

それから、例えば、漁業に就労される方を募集するときに、こういう何言うかね、プラスアルファの今流行りのクーポン券じゃないですけれど、そういう何ヵ月か就労をまずしてみてくださいというような条件を入れての、町が応援しての、手立ては考えられんろうかと思いますが、どうでしょうかね。そういう給付とか、要するに、人が集まらんと困るわけですので、人が多く、視線を漁業界に向けてくれる。こういう手立ては考える必要ないでしょうかね。

議長(小松孝年君)

海洋森林課長。

海洋森林課長(今西和彦君)

それでは、山崎議員の再質問にお答えします。

先ほど申しました、今後こういった形で例えば地域おこし協力隊の方を募集するに当たりまして、例えば水産業に係る部分についてに限ってクーポン券とか、そういったサービス面の向上というのは、当然他の産業、あるいは産業別以外にもこられる方は多数おられると思います。産業別以外でも、ある可能性はあると思いますので、なかなかそういった平均を保つにはですね、ちょっとハードルが高いのではないかなど考えております。いかにそういった中で、水産業としての魅力を伝えていくか。どういった形で例えば来られた方に、いかに長く勤めていただか、町に居ていただか、そういったところを重点的な形として、フォロー、そういったことを考えていきたいと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

次へ参ります。これも読みます。

支所や旧市場の老朽化対策で町としての今後の考え方は、漁協との協議、連携をより密に取るべきではと、いう質問であります。

これはですね現状、佐賀漁協の支所、かなり古くなっています。それから隣の旧市場、ここも古くなっています。それから、新市場の各水揚げの場所の名前を忘れましたけれど、重機のようなもの。こういうものがさびに負けております。いや、こういうこと考えるとですね金のいる問題が、究極的には来るわけですけれど、これも漁協自体のできるかできんかの考え方がありますけれど。今の漁協、現漁協ですね支所の、これもトイレなんか、それから旧市場の2階。もうそれぞれ老朽化させても雨漏りもするような状況でございます。何とかせないかんねという場合に、町長と漁協の組合長とがまず協議をされて、今後の見通しを立てていかないかんわけですけれども、こういうところで働く条件かということを感じます。もっとやっぱり清潔で、取り壊すものは取り壊し、改造するものは改造する、こういう必要性を感じますので、こんな質問を出しておりますけれど。要するに水産界にどれればあ、力を注いでいくかいうことは、大事なとこでありますので、4番の質問でございますけれど、答弁をお願いします。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは、山崎議員のカッコ4、支所や旧市場での老朽化対策で、町としての今後の考え方は、漁協との協議、連携をより密にとるべきでは、のご質問にお答えします。

議員ご質問の高知県漁協、佐賀統括支所、また、付帯する旧市場建屋における施設の老朽化対策につきましては、令和元年度に、高知県漁協により実施しました漁協佐賀統括支所の産地魚市場再整備計画が、直近における主な整備方針であると捉えているところであります。

しかしながら、引き続きの厳しい漁協財政状況もあり、現在、全体に係る施設整備並びに具体的な事業規模の検討まで着手ができていない現状であると伺っております。

今後、漁協におきまして、経営状況が好転した場合において、佐賀地区のみならず、県内組織全体についての整備の優先順位を検討し、再度実施計画に進む方向と伺っております。

今までの佐賀市場における整備の方向性につきましては、佐賀新港市場部分の改修同箇所内における漁協事務所の移設、新築、市場周辺の護岸の整備、取り付け臨港道路の整備、また、施設、衛生管理型機能の充実などが挙げられております。

しかしながら、先ほど申しました、事業実施主体であります漁協の経営改善が事業進捗の前提となっているため、その大きな課題への取り組みが求められております。

今後につきましても、議員がおっしゃられる急を要する現事務所の老朽化対策など、喫緊での対応が求められており、漁協経営上における難しい側面もありますが、全体の施設整備に対する今後の方向性や、またそのスケジュールについて、高知県漁協、また県の水産振興部も含めて、こちら側からも積極的な意見具申を図って参りたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

ありがとうございます。

何言いますか。私がここでなんか要らんお世話の意見も言っておるわけですけれど、ぜひ前向きに事が進んでいけるような、早くわが町の市場もきれいになって、皆さまが、そこへも行きやすくなる。そういう状況を作っていただきたいと思いますのでぜひ深い協議をお願い致します。

次に移ります。

3番の震災対策についてでございます。

震災が起こる前の高台移転や住宅改修について問います。1番ですが、住宅、耐震改修の補助のあり方、補助対象のあり方は、私の観点ではあんまりよく分かつてなかつたわけですけれど、木材と鉄骨の併設でも老朽化していれば、耐震の改修ができないか。町民の安全化を進めるなら、枠の考え方を広くすべきではという質問でございます。これは聞いておる内容では、木造だけに限るというような、町の補助体系みたいでございますけれど、家が、今言うわが町の何言うかね、この地震対策として、古い家がそこにあれば、危ないねと。危ないから改修しなさいよと。周りにも迷惑かけないようにちゃんとしましょうと、いうのが目的じゃないかなと思うわけですけれど、これらあたりの住宅改修のあり方についてお聞きします。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは、山崎議員のカッコ1、木材と鉄骨の併設でも、老朽化していれば、耐震改修はできないかのご質問にお答え致します。

現在町で行っている住宅耐震改修は、昭和56年以前の建築基準法により建築された木造の住宅を対象としています。

昭和56年以前に建築された建物は、建築基準法に定める耐震基準が強化される前の、いわゆる旧耐震基準によって建築され耐震性が不十分なものが多く存在しているためであります。

平成7年の阪神淡路大震災でも、昭和56年以前の旧耐震基準で建築された家屋が多く倒壊しております。

平成16年度より耐震診断事業を開始し耐震改修工事に関しては、令和4年3月末現在で973戸の改修。耐震化率は約55パーセントとなっていますが、いまだ旧耐震基準で建築された家屋は約3,400戸ほどあります。

木造住宅の耐震診断、設計監修については、国、県の補助金等を活用して実施しており、個人負担はほとんどなく実施できております。

しかし、非木造の住宅は、耐震診断、設計、改修工事ともに、費用が木造より高額で、国、県の補助金

も費用の割に少なく、個人負担が多くかかる傾向にあります。

以上のことから、まずは旧耐震基準の木造住宅の耐震化を進めることに注力することとし、現時点では、非木造や老朽化への耐震改修の補助は困難であります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

現状、課長の言われるような状況だと思いますけれど、この震災がいつ来るかわからん、そういう状況で、震災への復興も考えていかにやいかん状況で、町の中で、例えば、木造の部分が56年以前、それからその鉄筋作りがちょっとそれより後に、というような状況もあるかと思いますけれど、本体だけ、人間が住むのは本体だけじゃなし、風呂便所、こういうところが必ず付帯施設として必要なわけで、それがすべて排除されるという状況はちょっとおかしいかなという観点があります感じが私自身の感じですけれどあります。

この町の復興とか震災の安全性を考えていたら、今は木造住宅をやっているけれど、じゃあ次の段階では、同じ古さであるならば、そういう鉄筋づくりのものも含めて、一体として壊さなければなりませんので、ぜひですねその一体感を持った、この取り込みをしていただきたいわけですが。町の改修がどれほどあ進んで、安心しておれるというときに、古いものは、一方は家が壊れてもいかん。鉄筋がちょっとばあ長持ちしても、一緒に壊したいというのが大体、町民の考え方であると思いますけれど、次の段階を考えてですね、木造、それから鉄骨、こういうものの併設ができるような方向へ持つていけないんでしょうかね。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

山崎議員の再質問にお答え致します。

先ほども答弁しましたとおり、非木造の耐震改修につきましては、設計、ごめんなさい。失礼しました。

診断設計改修とともに、高額になる傾向にあります。これは町の方では実際は実施しておりませんので、他の事業であったり、県の方にヒアリングした結果になっております。

県の方にヒアリングした結果によりますと、診断でも数百万円の費用がかかり、設計でも同じく200万とかいうような金額、それから改修になると数千万というようなことで、例えば鉄骨造りの家屋の方であれば、建て替えとか、もう取り壊しを検討しておると。いうような事例をお聞きしております。このような状況もありますので、仮に木造住宅と同じような補助率での補助金を町の方で設定致しましても、実行性のあるものにならないのではないかというふうに考えております。

ですのでもう少し、地域のニーズや、それから設計士さん、大工さん等にもご意見をお伺いしながら、より実行性にあるもの、それはどういうことができるのかと、ということを含めて、今後調査等をして参りたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

町内で木造じゃなくて鉄骨も含めたような、お家がですね、非木造いいますか。古いもので、どれぐら

いあると認識されての話なのか。これが数件しかないと、そういう事例はあまりないと。ということであれば、次の手段として考えていく大きな観点があるがじやないろかと思いますけれど。予算が大きくなるということですけれど、これは補助率はどれぐらいのもんなんですかね。

議長(小松孝年君)

情報防災課長。

情報防災課長(村越 淳君)

それでは再質問にお答え致します。

個人の方の診断設計改修に係る費用は、ほぼほぼ町からの補助金により賄えておる状況にあります。

一部やはり改修の方が、昨今の資機材の高騰であつたり人件費の高騰等により、個人負担が発生しておる場合がありますが、それでも数十万程度の個人負担っていう、補助金以上のものの負担ということになっております。

そして、町の財源と致しましては、国、県の補助により、実質4分の1、約4分の1程度が単費ということになっております。

以上でございます。

議長(小松孝年君)

山崎君。

9番(山崎正男君)

すいません。

具体的に例えばこのこれに対応であるということになったときに、個人負担20パーセントとかね。

個人はどれぐらいのもんなるが。

家の規模によりますけれど、例えば1,000万の取り壊しやつたら、どれぐらいの個人負担があるとかいうようなことなんですかね。

議長(小松孝年君)

情報防災課長。

情報防災課長(村越 淳君)

先ほども答弁しました通り現在木造住宅の耐震に係る診断設計改修については、個人負担はほとんどいらないと、いうような状況で実施できております。

改修につきましては、一部補助金より個人、多くなることがあり、個人の方に負担をしていただくというような状況はあります。

耐震改修につきましては、110万円の町の補助はあるわけですけど、大体130万円から150万円ぐらいの工事費ということで、20万から40万円ぐらいの個人負担というものが発生している場合が多くござります。

以上でございます。

議長(小松孝年君)

山崎君。

9番(山崎正男君)

課長の観点から言うたら、予算、町の予算総額、これに関する、その枠があるので、なかなか何費用のかさ増し、非木造の解体等については、今できないと、いうような状況だと捉えてよろしいですかね。それとも今後、国県の予算枠について、非木造でも対応できますよと、いうふうな方向になるのかどう

か、もう一つお願ひします。

議長（小松孝年君）

暫時休憩します。

休 憩 10時 46分

再 開 10時 47分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは再質問にお答え致します。

実際の事例を挙げさせていただきます。

国・県の町に対しての耐震の関係の補助スキームはほぼ同じでございますので、町の方からもし同じようく木造住宅と同じように非木造すると、どうなるかということなのですが、県の方にヒアリングした結果、例えば鉄骨2階建ての建物であれば、診断が350万、木造であれば3万4,572円で行けるところが、非木造の鉄骨づくりであると、354万1,000円、それから設計になりますと、227万2,000円と、いうような実績があるようでございます。

設計の方も木造でありますと、補助金が30万円でこの中ですべて賄えておりますので、30万円程度の設計でいけるところが、非木造になると227万2,000円ということで、この場合は、建て替えを検討されたというふうに、県の方には伺っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

みょうに、私が勉強不足ですいません。私が勉強不足のせいで認識ができないがじやろと思ひますけれど、最初に言いましたように木造が56年以前の古いもので、風呂便所が隣にあってそれが鉄骨やと、いうようなもので、木造が古くなって、対象にならんという状況があるのならば、木造だけでもその対象になるとかいう考え方はないですか。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは再質問にお答え致します。

鉄骨と木造の合わさった建築物であっても、木造部分のみの耐震改修は現在でも行っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

わかりました。そしたら木造が木造で、それから鉄骨で、例えば風呂便所とかがある場合はそっちを対象にならんと、勝手にやってくださいということでよろしいわけですかね。

そういういた考え方ですね。

母屋があつて、それから左につけ足しで、風呂便所が鉄骨でなされると。そんな状況ながです。

もう1回質問かまん。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは再質問にお答え致します。

併設の場合も、木造部分のみ補助金の対象ということにしておりますので、それ以外の部分につきましては、もし耐震改修をするのであれば、個人の方のご負担でやっていただくということになります。

以上です。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

わかりました。

できるだけですね、町内の老朽化した建物がどういう状況であれ、年数に応じて対応できるのであれば、補助体系に乗るのであれば、補助体系の形もですね、ちょっと考えてこの町をきれいに新しくしていくければと思いますのでぜひ検討をお願いします。

次に参ります。

2番、震災前対策の方向についてということでございます。

高台移転の構想は進んでいるのか、町の考え方を聞きます。

これは、今はどう言いますか言葉が、私のこれ、震災前という言葉で出しておりますけれど、事前復興という言葉が今流行りですかね。事前復興ということの考え方。これも含めてですね、今、黒潮町、高台移転ははどの程度進んでいるのか、考え方方が、も含めてお願いします。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

山崎議員のカッコ2、震災前対策の方向性について、高台移転等の構想は進んでいるのかのご質問にお答え致します。

令和3年4月に、佐賀地区の12区長様より提出された要望書には、将来のまちづくりを書かせてくれる高台の造成や、震災後ではなく、事前対策としての佐賀地区の基礎づくり、事前復興デザイン協議会の設立といった、事前復興まちづくり計画につながる要望事項があったことや、南海トラフ地震等の大規模災害時には、被災した場合でも、早期に復興事業に着手できるよう、本年度より事前復興まちづくり計画策定に取り組むことと致しました。

10月末に開催された区長会において、事前復興まちづくり計画に取り組む報告を行い、その後、対象の佐賀13地区長様に、今後のスケジュール等を踏まえたご説明を致しました。

11月には、対象の13地区長様を、委員とする第1回黒潮町事前復興まちづくり計画策定委員会を開催し、地区の現状や課題等を整理し、事前復興計画の中で、どのように解決していくのか等の確認を行いました。

策定委員会や、12月10日に行った事前復興まちづくり計画シンポジウムの中でも、高台移転の議論もあり、まずは事前復興まちづくり計画で、町の全体のイメージをつくり、実現可能な事業については、事

前に取り組み、新たなまちづくりの選択肢の一つである、高台移転も例外ではないことを確認致しました。

来年度からは、各地区において、事前復興まちづくり計画に関する住民の皆さんとのワークショップを行います。

町のあるべき姿のイメージを全体で共有し、その中の一つとして、高台移転があり、補助事業や財源等を検討しながら、被災前でも実施できるものは事業化していくことをしております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

もうちょっと具体的にですね、何言いますか。この黒潮町の考え方、事前復興を例えれば3年以内に考えてしまうと。そうしたときにそれまでに今言うワークショップとかいろいろ、各地域入ってやらないかんことが多々あると思いますけれど、事前復興でこういう観点こういう観点こういう観点を決めていく、これは大事なことだと思います。

いつ来るかわからん災害に備えてですね、今やるとこ、こことここ、こことここはちゃんと目的を持って、災害が来ても、すぐ立ち直れる、そういう状況を作るのが大きな目的であろうと私は考えますので、もうちょっと具体的に、ここ5年以内にやるとか、そういうところが見えてきませんので、わかっておれば、お願ひします。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では山崎議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

この事前復興まちづくり計画、一応佐賀地区で4年5年6年の3年間でやろうとしてるわけでございますけれど、目的というか最低このラインはやるというのがですね、もし、南海トラフ地震、将来、これはL2の最大の津波を想定してるわけですけれど、やられたときに、佐賀地域は、どういうまち、被災した後にですねどういうまちをつくるかという視点で、絵を描こうとしてるんですね。

ただそういうことは、すぐその絵が、事前に全部事業になるという保証でなくて、被災した時に、将来こういうまちにする。

高台にまちをつくるのか、もともとのところをかさ上げするのか、あるいはもう100年から150年●とか、様々な発想があろうかと思いますけれど、そういうものを事前に決めていくと。

これは、東日本大震災の教訓として、被災すれば復興計画というのを作るわけですから、そうすると時間がかかる復興10年かかりました。

ところが事前に事前復興計画を作ておくと、復興がそれより2年か3年早くできるということがもう、分析されておりますので最低でも、被災したときには、その復興事前の計画にもって、住民の声がほぼできておればですね、復興が早い。これを何とか最低担保としようと。

そしてただ南海トラフ地震というのは、いつ起こるかわからない災害ですので、時間があって財政的な余力があればですね、優先順位が高いところは、先に着手しようというふうなことを考えております。

それはいろいろバックキャスティングでこの横文字でよくということで、未来から逆算していくような方法を言ってるわけでございますけれど。ただ議員がおっしゃるように、できるだけ具体的な目に見える事業成果も可能な限り必要だと思いますので、現在の事業スキームがですね、見渡せる事業ですよね。

今の制度の中で、そういうものがあればですね、例えば計画のでき上がってない段階でも、その事業を町がその計画に合わせた形でですね、やっていくことも考えていかなければならぬと思っております。

残念ながら、事前復興の全体像をカバーする国の事業スキームがありません。だから現実的にある制度をそこにどういうふうに、引きつけていくか、あるいはこれから國の方とかにも要望活動なんかもしなければいけないと思うんですけれど、るべき将来の姿を描きながら、可能なところは事前にやっていくというふうなことでございますので、何年度までに何をするかというのはなかなか今のところは、答えれないのが実態でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

大変、課題も多いし見えにくいものも多くありますけれど、少なくとも町民が、町から示される計画案が納得されて、よしまだこの黒潮町で住み続けるぞと、将来はこういう良いまちになるぞと。いうところを早く見い出してですね、地域住民が平穏かつ無事に暮らせるまちにせないかんと思いますので、ぜひ早く、対応をしていただきたいと思います。

それから私よくわかつてないのですけれど、震度の大きさ、それとマグニチュードの大きさ。これが南海震災ではどれぐらい見込んでおったんですかね。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

山崎議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

震度は最大7までしかないんですね、マグニチュードは9ぐらいが出てる場合がありますね。9以上になるかもしれません。最大で南海トラフ地震と南海トラフ巨大地震が違うんですよ。

南海トラフ地震とは通常の今まで歴史的に起こった地震ですけど、巨大地震というのは、歴史上まだ起こってもない、地球物理学的に起こるかもしれない、最大でいうものでございまして、それが今34.4メートルクラスというところで示されています。その状況によると、震度7が町全体で6%パーセント、これほとんどは震度6強ですね、6強のところが多く、震度7のところは、海岸沿い。佐賀の中心地あたりは、震度7、入野の方も7、ぐらいになるような、ちょっと手元の資料がないので、大ざっぱに言えばそういう状況でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

今、震度7は7までしかないということですけれども、マグニチュードはどこまであるんでしょうかね。

私が感じるにマグニチュードの考え方とは、これは何言いますか、揺れの大きさとかじやなくて、頻発力、瞬発力というか、エネルギーですね。

地球規模のエネルギーの考え方というふうなものを、いろんなこともありますけれど、マグニチュードがだんだん、神戸の大震災とか東日本とか、マグニチュード9ぐらいだろうと思うんですけれど、これが10、11とかずっと増えていくと。極端な話では、忘れたんですが、17か27か忘れたがですけれど、地球が爆発するエネルギー、これに相当するというようなことを、見聞きしたことがあります。

かなり急でこれだったらそのうちにマグマが飛び出してくるような地震じゃなくて、マグマが飛び出で

くるような、エネルギーの爆発もあるかもわかりません。

これは余談でございますけれど。どうか、エネルギーの力と持つ力いうのはすごいなということを感じております。

町長の言われるようになかなか難しいかもわかりませんけれど、町民が早く安心して、日頃の日常生活を終えて、私なんかやつたら無事にあっち向いていける場合に考えてもらいたいと思います。

日時は日々過ぎております。できるだけ町民の皆様が元気なうちに、早く方向性を見出していただけるように、切にお願いしてですね、一般質問を終わります。

議長（小松孝年君）

これで、山崎正男君の一般質問を終わります。

この際、11時15分まで休憩します。

休憩 11時 05分

再開 11時 15分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、山本久夫君。

6番（山本久夫君）

それでは教育行政についてということで、1問につき2項目についてお聞きします。

佐賀の伊与喜小学校ですが、それが今年度をもって休校するということで、歴史が150年あって、あの建築してから40数年という建物になるわけですが、その後も、利活用についてですね、何か教育委員会の方で考えあれば、お聞かせ願いたいと思います。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

それでは山本議員の伊与喜小学校、休校後の施設の利用についてご説明致したいと思います。

伊与喜小学校につきましては、本年度をもって、休校とすることとしているところでございますけれども、休校後の施設利用につきましては、本校は災害時の避難場所になっていますので、その機能は維持をしなければならないと思っております。

教育施設としての日常的な利活用計画は、現在のところ持ち合せておりませんけれども、佐賀保育所の行事の際には活用することを考えているほか、保護者の面談あるいは相談業務等、相談者に配慮することが望ましい場合の会議の場所として、活用をしていきたいと思っております。

また、伊与喜小学校休校記念式典実行委員会の皆さんを中心に休校後の利活用についてお聞きをしておりますけれども、地区の会合や行事の開催場所として引き続き活用したいとのご希望はお聞をきしております。日常的な利用、活用案につきましては、休校式典等地区の皆さんのお取り組みが一定落ち着いた段階で、改めて、お聞きをしたいと考えております。

なお、体育館については引き続き社会体育等での利用開放を続けていきます。プールにつきましては、佐賀保育所において活用したいと考えております。

議長（小松孝年君）

山本君。

6番（山本久夫君）

利活用についてはあっさり言うと伊与喜校下の皆さんに聞くことと思うんですが、今言われた避難場所に使うのはそれは、震災だけの話なのでしょうか。ということと、それと施設は償還は終わっちゃうということですけど、やはり縛りがあるて目的外使用の、もしかして、使い方によってのは許可が必要だと思うんで、そのへんの対応というのは、どういうものに使うかを聞かないと、目的外使用かどうかいうのはわからないわけで、そのへんは不透明なところですけど、一応そういう対応も考えているのか。

あと、ある意味少しぐらいの改修は可能なものか。

集会所で使おうと、いろんな会合で使おうと、ある程度教室なんかの改修は可能かどうか、そのへんをちょっともう一度お聞きします。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畠地和也君）

再質問にお答えしたいと思います。

避難場所としては、震災時の避難場所として位置付けをして、計画が既にできておりますので、その計画に基づいて、今後の避難場所としての活用をしていくということになります。

それから、今後の活用につきましてですけれども、まずこれも文部科学省の補助金が入った施設でございますけれども、文部科学省は全国的に休校廃校等が大変多いということで、この学校の転用、目的外使用については非常に柔軟に対応していただいております。というか、できることになっております。

10年以上、建築後10年以上の施設につきましては、補助金の返還等はもう求めないということで、積極的な転用を求めておりまして、例えば、文科省では、廃校プロジェクトを銘を打って、いろんな転用事例を、むしろ積極的にPRをしているということをございます。

今後のやり方としては、文部科学省の政策に沿った転用、沿った利用につきましては、転用ですね、条例の廃止等を求めずにそのまま転用という手続きで、利用することができますけれども。文部科学省の政策に沿わない方向での場合については、一旦廃校にして、条例改正をしてから、目的は使用するという手続きが一般的な、手続きになろうかと思っています。

いずれにしましても、一番は、地域の皆さまは、この伊与喜小学校の後を使って、地域づくりをどのようにしていただけるのかということが一番。それから、そういうことがなかなか、地元から希望がないのであれば、文部科学省の方で、こういう廃校等をマッチングするシステム、仕組みがございますので、場合によっては皆さんと協議が整えば、そういうところに登録をして、町外の利用希望者等々のマッチングも図るということも一つ計画案としては、あるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山本君。

6番（山本久夫君）

ありがとうございます。

転用であれ私用であれ、結構幅広く利活用できるということですんで、そのへんはもう、よろしくお願ひしたいと思います。

すべてにおいては地域の方が使うのが一番いいわけで、そういう方向でいくとは思うんですが、その避難場所である場合やったら、とりあえず前にも、もう一度質問したことがあるんですけど、対応拠点とし

てね、今の支所の、全く今空き家になったわけですから。対応拠点が拳ノ川の方になっちゃうと思うんで、保健センターに。そういうこともちょっと、一度考えてみてはと思うんで、そのへんもまた頭に置いてもらったらと思います。

そのことはぜひ、まだまだ新しいというか綺麗な校舎ですので、皆さんができる方向でぜひ協力してあげてください。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは2問目です。2項目ですが、今述べたように伊与喜小学校なんかも、はやから休校ということで、どんどん、町内の小学校児童生徒数が少なくなっています。

私が2項目に入れてるのが今後の町内小学校の運営について、っていうか運営というか、学校運営についていうことです。方針。運営方針ですね、言えば。その方針を聞きたいわけです。

この内容、学校教育の話ではなくって、本当にその学校の設置者としてまた、教育委員会はその設置された学校を管理し運営しているわけですので。そのことについて、今後これだけ、児童数が減っていくと、そういう状況の中で今ある現在ある小学校、8校が7校になるわけです。

今後、その運営方針を、小規模の学校で置くのか、または統合していくのか、そういうことも含めて、今後の運営方針をお聞きしたいと思います。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

それでは2問目の町内小学校の今後の町内小学校の運営方針につきまして、ご説明をさせていただきます。

学校規模につきましては、学校教育法施行規則第41条において、小学校の学級は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときはこの限りでない。とされています。

これに準じれば、黒潮町における小学校は1校をもってその標準を満たす、ということになります。

一方で、義務教育小学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条2項において、通学距離は、小学校においてはおおむね4キロメートル以内、中学校においてはおおむね6キロメートル以内であること。とされておりますが、当町の児童、生徒の中には、この通学距離を超えて通学している児童、生徒もが多数いることも事実でございます。

児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという、学校の特質を踏まえ、小、中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいことに、全く異論はございません。

そのために、児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、児童生徒を主人公にした議論がなされることが必要であると同時に、学校は、児童生徒の教育施設であるばかりではなく、防災、地域の交流など、地域コミュニティの核としての機能も有しております、地域づくりの在り方と密接不可分でありますから、学校が持つ多様な機能に留意し、地域とともにある学校づくりという視点で丁寧な議論を行うことが必要であると思っております。

当町ではこれまで、将来児童数が10名を下回ることが予想される学校につきましては、保護者や地域の皆さんにその将来推計などをお示しし、また、小規模校のメリット、デメリットをご説明しながら、議論し、出た要望や結論を元に、統廃合を進めてまいりましたので、今後も、校区における学校運営については、保護者、地域の皆さんとともに協議をして、結論を出してまいりたいと考えております。

議長（小松孝年君）

山本君。

6番（山本久夫君）

教育長、その統廃合であれ、小規模学校で残すんであれ、その保護者とか地域と話すようなそれはプロセスとして、不可欠なもんで、当然やらないといけないことなんだと。

これ今言ってた、適正規模というのも、文科省であれば最低限1学級1クラスという、それが理想として今打たれてますよね。

そのへんを考えたときに、その保護者とか、地域としては、当然、そういうような話をするのはいいんですけど、黒潮町の教育行政の中では、教育委員会から出している計画の中にね、もっと大枠で言えば黒潮町の総合戦略の中に、黒瀬町の教育計画があるわけで、その教育計画の中の5つのプロジェクトをもって、5つのアクションプランを持って、黒潮町の将来の児童生徒の将来像、平たく言えば、ふるさとを愛し、ふるさとを支える人材育成いうのは、黒潮町の教育行政の目的やと私は判断してるんです。

その中で、教育委員会が一番力を入れているのがふるさとキャリア教育なわけです。

そのふるさとキャリア教育いうのは、とにかく地域との関わり、それがうんと密接に大事であると。

その中身は、結局食であれ文化であれ、行事であれ、さまざまな地域での催しに参加をして、ふるさとを知って、そういう心を養うと。そういう大きな目的をやってる中で、そういう中でも、一部の中には、その児童数が少ないために、その地域への参加がなかなかできない。

また、一方では受け入れる側が、高齢化が進んで、なかなかその固定されると、人も。それで受け入れ側から困難であると。

だから教育行政が一番目的としてやろうとしてることは、なかなか十分に今整ってないと。それは1番原因は、児童生徒の減少なんだと私は考えるんですけど。その中で、プロジェクトのアクションプランの1番最後に、教師が、教員が子どもと向き合う時間を確保するという。その中に、令和4年と令和5年に適正。学校の方向性は出すと、一定の。いう項目が1番最後にあるんですが。その後、令和4年、令和5年に、とは令和4年は今年ですから。その協議をしていきゆうと私は思ってるんですが。その適正規模言うのは、今、教育長が言った文科省ではなく、その協議の場で、どういう方向を持って適正規模としていきゆうのかゆうことを、ちょっとお聞きしたいんですが。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畠地和也君）

再質問にお答えをしたいと思います。

山本議員は、教育の基本計画、よく読んでいただいて、我々の目指す方向をしっかりと理解をしていただいていることに関しては非常にありがとうございます。

その上で、質問にお答えをさせてもらいたいと思いますが、その前に4年5年に適正規模についての議論という、その年度を入れてみると、というのは、まずちょっと、私はないように思います。が、まずその点をご説明して、どの部分かなということが、疑問に思ったことが一つと。

それから、冒頭のご質問の中にありました、児童数が少なくなったから地域の行事に参加がしづらいというのは、我々としては、現場、つまり教員からそういう声を聞いたということは、ございません。

それから、地域の方が高齢になって、なかなか交流が難しくなってるのは、これは事実でございまして、ただしそれは、学校の規模に関係なく、どの学校もやはり、地域のご協力、今までご協力いただいた

方が、高齢化になって、なかなか協力していただける方が少なくなっている、というのはこの計画の中にも記載してるとおりでございますのでそれは、学校の規模とは直接的に私は関係はないと思っております。

何よりも我々が大事にしたいのは今、山本議員がおっしゃっていただいたように、子どもたちがふるさと、自ら住んでいる、その地区のことをしっかりと知って、歴史や文化や人の思いを知って、そしてふるさとに愛着を持って、貢献意識を持ってもらいたいということがこのふるさとキャリア教育の最大の目的でありますから、それは私は、現在の各学校の先生方の取り組みを見てる限りでは、学校の規模と直接的には関係がないように思いますし、繰り返しますけれども、学校の規模が少ないからそれが大変取り組みが難しいですと、いう声を、現場、保護者も含めてですね、そういう声を直接的に聞いた覚えはございません。

議長（小松孝年君）

山本君。

6番（山本久夫君）

私の言った、4年と5年のことは、黒潮町の教育基本計画アクションプランの一番最後にありますので、ちょっと確認してもらおうと思ったらと思います。

そういう方向性を出しています。だから聞いたわけで。

それと、教育長、今、少人数やからかといって、問題はないという定義をいただいたんですけど、そのあたりもですね、その中の前書きのあたりに、各学校、全部の学校とは言いません。その学校からそういうことを危惧しているという内容は記載があります。

それで、地域のことも、その記載はあってるわけで、だから学校がそういう方向で今あるんじゃないかと、ということを言ってるんです。

小規模である、教育長が僕は、きれいな言葉というかね、学習指導要領のような答弁をいただくから、どうしても答えが、質問する側としても、ごもっともな意見ですからそのとおりでいいんですが。ただ、私は学校教育の学力の向上が一番の目的であって、教育行政いうのは、生きる力ってよく言われる。それで人間形成やと思ってます。

だからそういうことを担う教育行政が、児童生徒が少ないので何がメリットがあって、デメリットがあるかというのは十分今、説明された。小規模学校のメリットデメリットだけじゃなしに、やはり統合して教える意義っていうことをやっぱしっかり考えないといかん。そういうことを私は思うわけですね。

小規模の学校の、その体験やふるさとキャリア教育なんかも一緒なんんですけど、やっぱり個々でやるのは、確かに学力は向上されます。

しかし、一方で、集団であったり団体で受ける教育いうのは、本当に社会性を身につける、生きる力を身につける唯一の方法だと考えてるわけです。

今現在中学校なんかでは部活動は委託してやろうとしゆう。小学校の子ども会なんかもやがてそうなるかもわからん。

でも小規模のまんまと置いておくことで、そういう機会を失う子がいるということ。

学校で、大きな大会をやろうとしても、団体競技が一切できないと。そういうような状態があるわけですから、もう少しその議論の方法として、教育長、小規模のメリットデメリットだけじゃなく、スケールメリットの方も、親にはしっかりと話して、協議をすべきじゃないかと思うんですが、そのへんどうです。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えしたいと思います。

その前に、教育振興基本計画に4年5年の記述があるというふうにおっしゃられた部分については、適正な学校規模の方の検討の記述の中に、R3年度内に佐賀小中学校の一貫教育の姿が、佐賀小中学校運営協議会で検討されているというこの記述のことごぞざいますか。

これについては、今ご説明した部分については、予定通り、地域というか運営協議会で検討が今進んでおります。ということを申し上げておきたいと思います。

それから、私はやはり学校教育の最大の目的というのは、学力の向上だと思ってますし、そのために、常に先生方には授業改善をお願いしていると。

これは毎年度先生方に、当町の教育のグランドデザインということで、1枚ものの紙でご説明しましたけれども、それを見ていただいたらわかりますけれども、その表の中にも、学力の向上、そのための授業改善というのを最大の目的に置いております。

先ほど言いました学力に関してスケールメリットということで言いますと、もし仮に、スケールが大きい方が学力が高いのであれば、全国学力学習状況調査の結果が、例えば高知市のおっきい学校が上位にくるのがまあ、普通であろうと思いますし。町内であれば、規模の大きい学校が上位にくるのが普通であろうと思いますけども、結果は必ずしもそうではない。

いうことでありますて、私は、一定規模がある方が学力が高いんだと、ということに関しては、疑問を持ってますし、そのような例え研究結果があるということも、不勉強ながらですけども、持ち合わせておりません。

やはり我々としては、与えられた条件の中でどのように、学校運営をしていくかということではありますけども、だからといって、学校の規模について、何も協議をするのは必要ではないとは思っておりません。

しかし、何度も繰り返しますけれども、学校というのは、150年、今年でちょうど学制が敷かれて150年でありますけれども。明治5年、太政官布告で、各戸各村に不学の子をなくすという國の方針のもとに、近代の学制が敷かれましたけれども。当初から今のように、政府や地方自治体が学校を建ててくれたわけではありません。

学制は敷いたけれども、学校を建てるのもすべて、各地域地域で学校を建てました。

その中でも地域の人たちは、自分たちのふるさとのことをしっかりと子どもを育てたいということで学校を建てて、学校とともに、地域を作ってきた。そういう歴史と文化、地域の人たちのいろんな思いが詰まつたものは学校であろうと思いますので。私としては、地図を広げて、数で、こことここをくっつけてと、いうような、行政の効率性、行政の一方的な計画をもって、地域に説明に入ったり、地域の方に計画の押し付けのようなことをしたりということについては、今までできませんし、これからもするつもりはありません。

ただし、これから当該の学校の児童数についてはこのようになりますと、皆さんとしてはどのようにお考えしましょうか。

我々としては、皆さんの考えは最大限生かして、よりよい学校運営ができるように、ともに努力していくましょうというのが我々のこれまでのスタンスでございましたので、これからも私はそのようにさせていただきたいというのが、先ほどからの答弁の内容でございます。

議長（小松孝年君）

山本君。

6番（山本久夫君）

何と申しましょうか。教育長僕はスケールメリットの話はね、そのスケールメリットがあるのは学力が向上するっていう話はしてないわけで、一切。そういうのは僕は関係ないと思ってるんで、それは学校でやってもらつたらいいわけで、教育委員会の仕事を言ってるわけなんですよ。

学力の向上は学校でやってもらうたら一生懸命。そのために教育委員会は人的な支援であつたり、施設整備であつたりやね、教材を選んだり。そういうことをして支援するわけでしょ。学力向上の。それは仕事でいいんです。

ただ、運営する方、管理する、その施設を管理運営する立場として、小規模学校、児童数に見合う、今の校舎の広さを考えてバランスがええかどうかという、あっさり言えば。2、3人の児童しかおらんにあんな大きい校舎、それで毎年設備費がいる。そういうことを考えたときに、ある程度方向性を持って、予算も関係するですから教育委員会は。予算の執行権はそちらにない。しかしながら立場は今は変わってですよ。互選で選ばれた教育長じゃないわけで、町長の任命された教育長ですから、教育の場で使う予算についても十分協議ができるわけです。

まして設置者としては、学校の児童数に見合う学校でなければおかしいわけですよ。極端な言い方すると。そうやって考えたときに経費の節約とかいう話が出てこんとおかしいんじゃないかと。

だからスケールメリットというのは例えば2校を1校にして、2校でやってた維持修繕費を1校にすれば、子どもに対してはもっともっと手厚い支援ができるわけです。

そういう部分も踏まえて、その小規模の学校と統合ということは、両方で考えなくちゃいけない。

当然、方向性は教育委員会はある程度持つてないと、すべて、押し付けになるからといって、親、地域に全てそれを任すというのは、教育行政として全く時間を、時が過ぎるのを待つ、それだけの対応を考えるんですが、そのへんどう思います。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えしたいと思います。

まず経費の問題でございますけれども、小学校、中学校につきましては、普通交付税で、1校当たり約1,000万、算入をされます。それは児童数関係なくです。

その他に、その他の単位費用、児童数とかですね学級数とか、それでプラスされて、算入されますけれども、1人の学校であっても、千人の学校であっても、その1校当たりの算入費用というのは一緒ということでございまして。仮に、単純で言います。1,000万という話をしますと、2校で2,000万、それを1校にすると、2校を1校にして、1,000万。本来、2校で2,000万だったのが、1校にしたら1,000万と。そういう単純な計算になりますので、必ずしも学校数を少なくすれば、財源的に、効率がよくなるかということは、そこは十分気をつけて、本来入ってくるものが入ってこなくなると、いうこともございますので、それについてはやっぱり十分注意をして議論をしなくてはいけないということあります。

それから、後の設置に係る、我々のスタンスですけども、何度もこれは繰り返しになりますけれども、確かに数字だけ見ると、まとめて、運営した方が、効率はいいのかもしれませんけれども、やはり先ほど言いました、地域の歴史や文化も大事にしつつ、それから現在そこに通っている子どもたち、あるいは通わしている保護者の気持ちも尊重もしたいですし、そういうことも含めて、私としては、行政の効率性、行政の都合だけをもって、住民の皆さんと協議をするということには、どうしても成り得ないということ

でございます。

議長（小松孝年君）

山本君。

6番（山本久夫君）

教育長、なんか答弁をいただいたようないただいてないような。変な感覚がするんですけど。決して僕も地方交付税がね、学校数であったり、町道の長さであったり、それはもう十分分かっております。そういう話はいいんです。

ただ、子どもの、それだけ少ないというのは事実なわけで、その少ない子どもを育てないかんわけですよ、黒潮町は。そのための、方法を言ってるわけですね。今のまんまで置くことがいいのか。そうか、もう一緒に、ある程度一緒にして、子どもを育てるか。2つを言っているわけでね、決して、親を無視せえ、地域を無視せえって言う話はしゆうわけじやないんです。

そのへんをはき違えると、今の答弁みたいな変な学力の話になったり、交付税の減額になるっていう話になるわけで、そういうことはもう分かってる話で。それよりか、教育長がやろうとしている教育行政の根幹を成す、ふるさとキャリア教育は柱とするって、大々的にうたって、地域との関わり、黒潮町は人も少ない、児童も少ない、関わる人もだんだん高齢化が進んで少なくなっているから、黒潮町はその流れでやらないかんというふうに、それだけ書いてる反面、小さい話ばっかりしよってもいかんのじやないかと。そういうことを言ってるわけで、誰も合併とか統合なんかは悪とは僕は思わんです。決して、統合は悪な話をしゆうわけじやない。

子どもにとってどうか。こんな集団で行動したり、団体で行動したり、この子どもと子どもの大勢の中で育つ環境が大事なわけで。そんなことをないがしろにして、一方だけで見ていくゆうのは教育行政としてはどうですかゆう話をしゆうわけで、そのへんよね、教育長。

決して、保護者とか地域を無視して、どうぞ統合してはいいう話を僕はしゆうわけじやないわけで。教育長としてそれは当然考えないかんことやないですかいう話をしゆうわけです。

だからその議論の仕方を、地域も入れて保護者も入れて十分やったらしい。

そのときに提供する情報が小規模学校やったら、メリットがこれ、デメリットがこれという話じやなしに、スケールメリットがありますよと、団体競技ができます、そういう話をせないかんがやないか。

みんなの中で育ててもらえる、多くの目があるゆうことは大事なことや。そういうことをいゆうわけです。

もう一度聞きます。

僕が言いゆうのは、そういう議論をしてくださいということ。

どうでしょうか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畠地和也君）

再質問にお答えしたいと思います。

まず、先ほども言いましたように、人数が少なくなる学校につきましては、隨時保護者の方と議論をしてきた、ということは先ほどご説明を致しました。これからもそのスタンスは変わりません。

ただし今、山本議員のご説明を私なりに解釈をすると、黒潮町全体の保護者を対象に、そういう議論を始めたらどうかと、いうふうに捉えました。

ただ、それが果たして、まずですね、まず、こう言うと行政の責任がないと言われるかもしれませんけど、まずそういうことを保護者がまず望んでるのかどうかということがまず1点と。それから、何の計画もないまま保護者の皆さん議論しましょうと言っても、多分、保護者の皆さん戸惑うだろうと。

まず、行政の計画はどうかということが、大体我々のこれから、今までの住民の皆さんとの話し合いの中でも一定計画を示せというふうに言われることが往々にしてあります、その計画は、先ほども言いましたように、我々の方からは示すことはできません。

我々の方からもようしません。つまり、行政の数の論理や行政の効率性で、結果的に計画を立ててしまうからです。そういうことはしたくないということを私は再三申し上げましているわけでございます。

どっちかではなくて、私は今、小規模校、本当にうちの学校小規模たくさんなりましたけれども、その中でも、先生方は、苦労をして教育をしていただいております。

ふるさとキャリア教育に関するとむしろ小規模校の方が、地域の人との、密着度は高いというふうに私は考えております。

それがメリットだらうと思いますけれども先ほどから言われてますように、集団での学びという点では、確かに弱い。それはデメリットであらうかと思います。

個人的なことを言いますと、私は小学校6年間ずっと複式学級でした。

ですから、自らの体験として、複式学級が、デメリットだと思っておりません。単式学級がすべてメリットだとも思いません。

要は、どのような教育を子どもたちに保障をしていくか、それがまず一番優先されるべきことだと思っております。

これが私の現、与えられている黒潮町の環境に置かれている教育に対する考え方でございます。

議長（小松孝年君）

山本君。

6番（山本久夫君）

まあ、教育長、素直に聞いていただいたらええと思うんですけど。方向性も出せません、議論もできませんって言わされたらもう終わってしまうわけで。なんで、今の言う、教育長が言わされたことはもう理想でね、素晴らしい内容であるわけで、今言わされたこともすべて。そのために何をやったら実現可能かって考えたときに僕はそのある程度のメリット、スケールメリットがあるんじゃないかなということを考えるわけで。

その複式であるから、私は思わなかつたらいいんで、それはあなたの考え方でそれはいいと思うんですけど、それが大多数かというたらまた別の問題でね。

ある程度、黒潮町の小学校でも、校区が今好きなように行けるわけやから、小規模の学校はちょっとまづいと、変な話やっぱり、関わり合いはもっと持つてほしいから子どもには。他の学校に行かそうと思う。ちょっと人数が多い。実際はそういう子どももらおるわけですよ。

やっぱりそんなことを考えて教育委員会が、全くそれには触れずして、小規模学校のメリットばっかりを言うのはどうかなと思う。

それから討論はできない議論はできないって言いますけど、教育長は知ってると思うんですけど、今の文科省からですよね。平成の27年の1月27日に、公立小学校、公立中学校の定義に規模とね、適正配置に関する手引きいうのが出てるんで、それはいわゆる国が、今後、小規模学校が増えていって統廃合が増えていくだろうと。そのためこういうことを議論してくださいと、議論するにあたっての手引きなわけ

です。

そのとおりしなさいっていう話ではない。やっぱそういうものも活用して、やはり広く保護者、地域には情報を提供せないかんがやないです。

ただ漠然と手持ちがないという話じゃなしに、統合がどうなるかわからんですよ。結果として。なんぼ議論しても。そうなるかどうかも分からん。しかし、その過程をしっかり、間違わないように、ここで国が出してるんで。この手引きをね。それは小規模校のメリットは最大であること。デメリットは最小であること、そういうことが書かれている。学校統合したときには、その間、配置場所ね。通学に声かけとか決めて。細部に渡って、そういう手引きがあるんですが、それはご存知でしょうか。教育長。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

存じております。

議長（小松孝年君）

山本君。

6番（山本久夫君）

なら議論ができないいう話はないでしょう。それをもって、黒潮町全部集めとは言わんですよ。

今の小学校は残ってる小学校である程度、将来が危惧できる学校があるはずや。その学校の保護者でもいい、地域でもいい、将来このまま行くというのはわかってるわけですから。児童数も。

だったら、それをもって、それがマニュアル。迎え入れない。極端な言い方すると。保護者、地域の人にとっても失礼のない内容なわけです。その手引きは。そういうことで議論していきませんかと言う話はきっとできるわけだ。

それをせずして、教育は、小さいときにはこれがええ、小規模はこんなところがええ。児童数が少ないから地域と密着できる。そんなの当たり前ですよ。

各地域に子どもが一人おってみい。宝もんや。やっぱりそうやって接する。地域は。当たり前のこと。しかし、その子どもはいつまでも一人ということですよ。学校においても。それが教育長、ええことかどうかいうがは、教育行政がしっかり考えないかんがやないです。

それと、予算、私は関係ない、教育委員会は関係ない、受ける方やからとお思いでようけど。そんなもんじやないとは私は思うんです。

ねえ、子どもに投資するのは今しかないわけでしょ。小学校中学校。公のできることは。そういうことをいろいろ考えてやらないといかん。だから、予算要求もするわけでしょ。子どものために使うもん。これが必要やからって、予算要求をして、それを受けたわけやから。何ら、予算は関係ないいう話じゃないし、しかし、今度、町長、設置者は町長ですから。町長はじやあ今的小規模学校がずっとあって、時の流れとともにそれに委ねて、いつかはなくなつて、それでええんかどうか。

そういうことをやっぱ今度は町長部局が考えいかん、設置者ですから。こうしたことを、教育現場で管理する、教育長、あるいは教育委員会と十分協議して話さないかんがやないです、今の時代は。それを、私の考えはこういう考え方だからということで、任命しちゅうから、そのままでええかと私は絶対思わん。

やっぱり財産。町民の財産ですから。やはり、たった1人2人の児童全体しかおらんのに、あんだけの大きな施設もあって、雨漏りがするゆうたら直して、そういうのは、子どもにどうのこうのやないです。やっぱり運営する行政としてそれでええんかどうかいうことは、やっぱ町長は考えていかんといかんが

やないですか。設置者として。

町長はどう思います。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは、山本議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

まず黒潮町における学校再編の方針、私の考え方はこの学校再編の考え方とは、長い歴史の中で、一つの町としてある程度確立された方針が、今まであると思ってます。

黒潮町になって16年、その前の旧佐賀町、旧大方のときも含めてですね、町としての学校再編のあり方というのは、一定方針が確立されてると思ってまして。

そして今までが整備されている部分がですね、基本的な考え方ですけれど、当町の基本的な考え方は、まずは一律的な児童生徒数で統廃合を判断するものではないと。

そして2点目としては、人口減少児童生徒数減少時代に対応できる教育環境を求める。

3点目としては、一方的な計画の押し付けはせず、住民合意を前提とする。これは議論をしないという意味ではなくて、資料を提供しないという意味ではなくて、議論もし、資料も提供して、こういうことをする。

これは今、教育委員会も、私はやってると思っております。

そして、4つ目が、短期間のうちに、統廃合を繰り返すことは、極力避ける。これは前町長のときの方針でもあるわけですけれど、私の時代でもですね今の段階では、この基本的な学校再編の方針はですね、これでいきたいと思ってるところでございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山本君。

6番（山本久夫君）

町長言うとおり、僕も無理な統廃合してくださいという話をしてるわけじゃないんで、そのへんを議論をしていくと。

でも、その教育行政の話であれば、教育戦略としてそれをやろうとしている。その中では人口の、減少をそこに焦点を当てて、学校と家庭と地域が何ができるかという話をしましょうという話で、だんだん、そのことが大前提で、黒潮町の教育計画ができるわけですから。だからその中には必然的に児童数が少なかつたらどうしますかという話はあって然りじゃないかという話をしゆうわけです。

方針は方針でいいと、僕もむちゃくちやすぐに合併統合してくれゆう話やないんで。今の置かれた児童の中に、そうゆう機会を得られてない子どもがいるということも、事実なわけですよ。

だからそういうことを踏まえたら、ね、しっかりと議論をしていかないかんのじゃないんですかという話を。

そのためには、音頭をとるのは行政じゃないと誰がとなります。保護者が、統合してくださって言うてたら一番楽ですよ。教育委員会も行政も。しかし、それでいいんですかという話なんです。全体を網羅した行政ですよ。確かに地域の声とか保護者の声は大事です。それ当然のこと。でも議論を重ねてそっちを尊重したらそれでいいんですよ。

その代わり、大多数がやっぱもうちょっと大きい子ども、子どもの数が大きい学校にしてもらいたい。

そこへ子ども行かしたい言う親が多ければ、やればいいわけで。なんやそれを、何か言うことが、何か変だというかね。統合とかいう話になると、何か口に物が言えなくなる。

なんかそういうような感覚を持たれると、この話はいつまでたっても進まんわけで。やっぱり、統合にしろ、小規模学校で置くにしろ、子どものことが一番なんですという話は、必ずどこいってもしゆうですから教育長なんかもね。だから、子どものために統合することも大事やゆうがやったら、やつたらええと僕は思うんで。それを、今の段階ではできないとか、今の段階ではもう保護者、最後は保護者と地域いうことで、そっちの方で流れてしまってるような気がするんで、そのへんをね再度、教育長。

お願ひ言うたら変ですけど、必ず議論せないかんときは来るはずです。もうこの国道沿いの学校でね、むちやくちや子どもがあふれて困るような学校はないですよ。数えて。これは特に佐賀なんかはそう。

かといって、3倍の町民がおる旧大方でも、児童数がじゃあ3倍も4倍もおるか言うたらおらんですよ。

やっぱりそうやってくると、やっぱり、佐賀地域でどうかなとか、大方ではどうかという議論は絶対せないかん。だからそのことを、多分、議論は拒まんと言うて返事は戻るやろうけど、その仕方。議論の仕方をもうちょっとね。スケールメリットやしつこく言うけど、広くなつたらいいこともあるわけで、そのことも十分親に、地域に伝えてですね、議論を重ねてもらいたい。

この計画は、総合戦略が6年まで伸びるから、そっちも同じように伸びていくと思うんでね、今5年で終わりかな。今年、もう1年か。教育計画は。5年まで。これ1年伸びるから、ますます議論の余地があるわけで、ぜひね、そういうことを議論をできるということを約束してもらえませんか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えしたいと思います。

山本議員の教育に対する熱い思いを本当にひしひしと感じさせてもらいました。

学校を残すことに関する基本的な考え方というのは変わらないわけですけれど、やはり確かに山本議員もおっしゃるように、これから的人口減少を踏まえて、黒潮町の教育どうしましようという議論をするということに関してはこれはやっぱり必要なことだろうと思いますので、年明けぐらいから準備をして、関係の皆さんも小も中も含めてですね、関係の皆さんと少し我々も情報提供しながら、議論をさせてもらいたいと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山本君。

6番（山本久夫君）

これで終わります。

議長（小松孝年君）

これで、山本久夫君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

この際、13時30分まで休憩します。

休憩 12時 07分

再開 13時 30分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、議案第45号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例及び黒潮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第61号、令和4年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についてまでを一括議題とします。

各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務教育常任副委員長、山崎正男君。

総務教育常任副委員長（山崎正男君）

それでは私の方から、先般行われました委員会付託案件の報告を申し上げます。

事件番号45号から46号、47号、48号、49号、50号、53号までは、すべて執行部提案のとおり、内容に変化はございませんでした。よって、皆様に審議し、お諮りしたところ、全会一致でそれぞれ可決致しましたので報告します。

それから、54号一般会計補正予算でございます。一般会計補正予算についても総務の常任委員会にかかる歳入及び歳出については特段質問もなく、審議した結果、討論採決で、全会一致で通っております。尚、第2表の繰越明許費でございますが、繰越明許費が何点かあります。私の方で特記したものを説明致します。公用車購入事業、8,252万円の繰り越し、これは公用車ハイブリッド車2台を購入する予定で補正計上していますが、メーカーの半導体不足による国内部品調達が難しく、年度内購入が困難となる予定であります。

次に、四万十交通路線バス車輌更新事業、128万円は、中土佐町、四万十町と黒潮町で負担するもので、これもメーカー、日野自動車でございますが、の事情により部品調達や生産が遅れ車輌更新ができない状況であります。

次に、大方高校学生寮建設事業、5,552万円は、学校外への用地の選定が、時間が掛かりまして、基本設計の期間に遅れを生じたものでございます。

次に、黒潮町議會議員選挙業務、456万8,000円は来年4月の統一地方選挙に向けて告示板等の事前発注処理業務の必要性があるため本年度補正計上した上で繰り越すものです。

それから、第3表、地方債補正でございますが、これが児童福祉債を補正前が2,220万円、補正後が1,490万円に減額するものです。くじら保育所の改修事業減額に伴い、起債を810万円減額補正するものでございます。これも全会一致で可決でございます。

続きまして、議案第55号、令和4年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についても、執行部の説明のとおりでございまして、全会一致で可決致しました。

以上、報告致します。

議長（小松孝年君）

これで、総務教育常任委員長の報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。

これで、総務教育常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設厚生常任委員長、矢野依伸君。

産業建設厚生常任委員長（矢野依伸君）

それでは、今議会に産業建設厚生常任委員会に付託されました議案9件について、12月9日、町長ならびに関係課長の出席の下、審査を致しましたので、その審査経過ならびに結果を報告を致します。

まず初めに、議案第51号、黒潮町営大方地区共同墓地設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、浮津地区内の高規格道路建設事業予定地内の浮津字国帰坂3471番地に160近くの墓石があることが判明をしたと。

この場所は、旧浮津村の所有地であることから、現在の黒潮町に引き継がれているもので、浮津共同墓地として条例に追加をするものとの説明を受けました。委員から、高規格道路事業予定地内とのことで、移転等をしなければならないと思うが、今後の進め方はどうかとの質問に、現在国において墓地所有者の調査等や移転先の確保に向けた協議を進めている。移転費用については、原則国が補償等をおこなうものであるとの説明がありました。

次に、議案第52号、黒潮町健康増進計画・食育推進計画審議会設置条例の一部を改正する条例については、自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づき、これまで町健康増進計画食育推進計画審議会としていたものを、自殺対策計画を加え、審議するものとし、名称を黒潮町健康増進計画食育推進計画自殺対策計画審議会に改めるとともに、それに伴う条文整備であるとの説明を受けました。

委員から、健康増進計画食育推進計画に自殺対策計画を加え、計画の策定や推進及び評価の審議を行うとの説明であるが、自殺対策は命にかかる、特に重要で重い内容であり別に審議会を設置するか、あるいは作業部会の設置などを行って対応することが望ましいのではないかとの質問に、執行部から、現在の健康増進計画食育推進計画の中に心の健康として包括している。そのことから現計画に自殺対策計画を加えていくようにしたものであると。意見のあった件については、今後検証、検討をしていきたいとの説明がありました。

次に、議案第54号、令和4年度黒潮町一般会計補正予算についてですが、本委員会に分割付託をされました件について審査を行いました。今回の補正の主な理由としては、8月8日の国家公務員の給与についての人事院勧告に準じた、給与の改定及び人件費の調整を行うもので、また実績見込み等による予算対応調整であります。なお、事業等に伴う補正の主なものとしまして、予算書19ページ、2款総務費、15目新型コロナウイルス感染症対策費、18節、負担金補助及び交付金の小規模農業者支援事業費補助金、49万円の増額補正。これにつきましては、先の支援で農業収入50万円以上の農業者を対象としていたが、今回50万円未満の方への支援として補正をするものであります。委員から、申請手続きや補助額についての質問に、執行部からは、申請は簡素化を図るため、令和3年の税申告書の写しで行えるようにする。補助金の額は、50万円以上の農業者と同様に、肥料購入費の20パーセントの補助をするものであると説明がありました。

また、物価高騰等対策にかかる経済支援交付金175万円は、県が指定権者となっている福祉施設については、県からの支援を受けるが、この支援を受けられない町内の福祉施設の介護サービス事業所、14事業所へ、形態別に10万円から25万円の定額支給を行うものであるとの説明がありました。

25ページ、4款衛生費、2目母子保健費、19節扶助費、出産子育て応援交付金500万円でありますが、11月8日に閣議決定された、妊婦子育て家庭への伴走型相談支援と、経済的支援として10万円を支給するもので年度末までの、出産及び妊婦見込みの50人分を措置するものであるとの説明がありました。

26ページ、3目し尿処理費、10節需用費、198万3,000円は、衛生センターの電気料の値上がりに対する対応のものであります。

28ページ、29ページの7款商工費、4目産業推進費、18節負担金補助及び交付金の黒潮町新事業チャレ

ンジ支援事業補助金 621 万 2,000 円は、ジーンズ工房大方が、自動裁断機を購入する、2,485 万円のうち町が 4 分の 1 の 621 万 2,000 円を補助するものであります。

また、黒潮町産業振興推進総合支援事業補助金 1,126 万 4,000 円は、当初予算で処置している天日塩製造を行っているあまみ屋とソルティープの 2 業者の施設整備費に、今回町補助金として、4 分の 1 を処置するものであります。

31 ページ 8 款、土木費、1 目住宅管理費、10 節需要費 250 万円は公営住宅の修繕料は、台風 14 号で浜町住宅のシートのめくれの修繕費等の補正を計上しているものであります。

14 ページから 16 ページにかけての歳入につきましては、歳出に見合う補正内容であります。

また、9 ページの繰越明許費ではトイレコンテナ整備事業 182 万 6,000 円は補助グラウンドに設置予定をしている分について、電気設備製品の納入が遅れることによるもの。また、土木費 4,150 万円、災害復旧費 1,257 万 5,000 円は、これまでの入札不調により年度内完成が見込まれないことから繰越をするとの説明がありました。なお、年度内に入札を行い、新年度早期の着工に努めることであります。

次に、議案第 56 号、令和 4 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について、議案第 57 号、令和 4 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算について、議案第 58 号、令和 4 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について、議案第 59 号、令和 4 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算について、議案第 60 号、令和 4 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算については人事院勧告に伴う、職員の給与の改定や、人事異動による人件費の調整等によるものであります。議案第 61 号、令和 4 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算につきましては、予算書 10 ページ、水道事業費用で、原水及び浄水で、電気代の値上がりに伴う動力電気料 455 万 2,000 円の増額。総係費で人事院勧告に伴う職員の給与改定や、人事異動による人件費の調整による 531 万 9,000 円の減額。差し引き 76 万 7,000 円の減額補正となっております。

以上のとおり、本委員会に付託を受けました議案 9 件につきましては、すべて全会一致で可決すべきものと決しましたことを報告し、委員長報告を終わります。

議長（小松孝年君）

これで、産業建設厚生常任委員長の報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。

これで、産業建設厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

これで、委員長の報告及び委員長報告に対する質疑を終わります。

これから、討論を行います。

初めに、議案第 45 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例及び黒潮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。

これで議案第 45 号の討論を終わります。

次に議案第 46 号、黒潮町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これで議案第 46 号の討論を終わります。

次に、議案第 47 号、黒潮町議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これで議案第 47 号の討論を終わります。

次に、議案第 48 号、黒潮町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これで議案第 48 号の討論を終わります。

次に、議案第 49 号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これで議案第 49 号の討論を終わります。

次に、議案第 50 号、黒潮町税条例等の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これで議案第 50 号の討論を終わります。

次に、議案第 51 号、黒潮町営大方地区共同墓地設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これで議案第 51 号の討論を終わります。

次に、議案第 52 号、黒潮町健康増進計画・食育推進計画審議会設置条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これで議案第 52 号の討論を終わります。

次に、議案第 53 号、黒潮町情報センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これで議案第 53 号の討論を終わります。

次に、議案第 54 号、令和 4 年度黒潮町一般会計補正予算についての討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これで議案第 54 号の討論を終わります。

次に、議案第 55 号、令和 4 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これで議案第 55 号の討論を終わります。

次に、議案第 56 号、令和 4 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これで議案第 56 号の討論を終わります。

次に、議案第 57 号、令和 4 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これで議案第 57 号の討論を終わります。

議案第 58 号、令和 4 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これで議案第 58 号の討論を終わります。

次に、議案第 59 号、令和 4 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これで議案第 59 号の討論を終わります。

議案第 60 号、令和 4 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これで議案第 60 号の討論を終わります。

次に、議案第 61 号、令和 4 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これで議案第 61 号の討論を終わります。

これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

念のために申し上げます。採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対とみなしますのでご了承願います。

初めに、議案第 45 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例及び黒潮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 45 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 46 号、黒潮町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 46 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 47 号、黒潮町議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 47 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 48 号、黒潮町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 48 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 49 号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 49 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 50 号、黒潮町税条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 50 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 51 号、黒潮町営大方地区共同墓地設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 51 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 52 号、黒潮町健康増進計画・食育推進計画審議会設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 52 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 53 号、黒潮町情報センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 53 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 54 号、令和 4 年度黒潮町一般会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 54 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 55 号、令和 4 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 55 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 56 号、令和 4 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 56 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 57 号、令和 4 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 57 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 58 号、令和 4 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 58 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 59 号、令和 4 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 59 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 60 号、令和 4 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 60 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 61 号、令和 4 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 61 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これで、採決を終わります。

日程第 3、議案第 62 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて及び議案第 63 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは、提案させていただきます議案第 62 号、議案第 63 号の 2 議案につきまして、説明させていただきます。

まず議案第 62 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて説明をさせていただきます。

現在黒潮町の人権擁護委員は、6 名の方が法務省の委嘱を受け、活動をしていただいておりますが、村越豊年人権擁護委員が、令和 5 年 3 月 31 日をもって任期満了となります。引き続き再任候補者として同氏を法務大臣に推薦するため、人権擁護員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

黒潮町佐賀 3025 番地 2、村越豊年氏は、昭和 30 年 11 月 26 日生まれで、これまで人権擁護委員として、きめ細かな、相談業務を努めていただき、信頼は厚く、人権問題の課題解決に取り組んでおられます。町と致しましては、こういったことを踏まえ、村越氏が適任であると判断し、議会に提案させていただきました。なお、任期につきましては令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日となっております。ご承認のほどよろしくお願ひ致します。

次に、議案第 63 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて説明させていただきます。これまで法務省からの委嘱を受け、活動をしていただいております松本輝男人権擁護委員が、令和 5 年 3 月 31 日をもって任期満了となります。その後任候補者として、吉福猛氏を法務大臣に推薦するために、人権擁護員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

黒潮町出口 175 番地 5、吉福猛氏は昭和 33 年 8 月 8 日生まれで、人格見識高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員に関し、優れた見識を有する方でございます。町と致しましては、こういったことを踏まえ

吉福氏が適任であると判断し、議会に提案させていただきました。なお任期につきましては、令和5年4月1日から、令和8年3月31日となっております。ご承認のほど、よろしくお願ひ致します。

議長（小松孝年君）

これで、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案については、会議規則第38条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

また、本案は人事案件です。

慣例に従い質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

従って、委員会付託質疑、討論を省略し、直ち採決に入ることに決定しました。

これから、採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

念のために申し上げます。

この採決は、賛成の方の起立を求め、起立されてない方については、反対とみなしますので、ご了承お願いします。

初めに、議案第62号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについてを採決します。

本案は、原案のとおり村越豊年君を適任とすることについて、賛成の方は起立をお願いします。  
起立全員です。

従って、議案第62号は、原案のとおり村越豊年君を適任とする意見を付すことに決定しました。

次に、議案第63号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについてを採決します。

本案は、原案のとおり吉福猛君を適任とすることについて、賛成の方は起立をお願いします。  
起立全員です。

従って、議案第63号は、原案のとおり吉福猛君を適任とする意見を付すことに決定しました。

これで採決を終わります。

日程第4、議員提出議案第1号、子どものために保育士配置基準を引き上げる保育士増員を求める意見書についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

提案者、吉尾昌樹君。

10番（吉尾昌樹君）

これから議員提出議案第1号、子どものために保育士配置基準を引き上げによる保育士増員を求める意見書についての提案趣旨説明を致します。

このところのコロナ禍により、保育所の重要性は広く社会に認識されるようになりましたが、感染対策を徹底しながら子どもの発達を保障し、子育て、家庭を支えるには、現在の配置基準では不十分であり、子どもの命と安全を守るためにも、保育士の増員が急務であると考えます。また、小学校では、コロナ禍を一つの要因として、三密を避ける意味も含め、義務教育標準法が改正され、全学年で定員の上限が35人に引き下げとなり、段階的に進められております。

一方で、小学生よりも幼い乳幼児が、長時間生活する保育所等での配置基準は、4歳児以上で子ども30人に対して、保育士1人となっております。基準制定以来70年以上一度も見直しがされておりません。

国は2023年4月に、子ども家庭庁を創設して、これまで以上に子ども関連施設の充実及び推進を目指し予算も倍増するとしています。それならば、今こそ保育関係予算を、大幅に増やし、保育士配置基準の引き上げによる保育士増員及び処遇の改善を、国の責任で進めるべきであると考えます。

つきましては、当該意見書の趣旨をご理解いただき、ご賛同くださいますようお願い致します。

以上で、提案趣旨説明を終わります。

議長（小松孝年君）

これで提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

本案に対する質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案については、会議規則第38条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

従って、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

（討論なしの声）

次に、賛成討論はありませんか。

浅野修一君。

3番（浅野修一君）

賛成の討論でございますが、今の趣旨説明の方にもございましたように、基準制定以降70年以上これが規定の方が、そのままになっております。時代は流れ、さまざまな変貌等捉えておりますので、この際、是非こういった変更言いますか、改定の方を望むところでございます。

また、処遇改善、このことも今説明の方にございましたが。保育士不足という問題が今、大きな問題にもなっております。処遇改善することで保育士の確保といったことも可能になろうかと思います。

保育士さんの方が増員できればですね、この保育所に通つておられる子どもさん、この方々の心のゆとりというものが大きく変わってくるものと思っております。そういう意味をもちまして、この意見書の方に賛成討論と致します。

議長（小松孝年君）

他に賛成討論ありませんか。

（なしの声）

反対討論ありませんか。

(なしの声)

賛成討論ありませんか。

(なしの声)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のために申し上げます。

この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対とみなしますのでご了承願います。

本案は原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

これで採決を終わります。

日程第5、閉会中の継続審査及び調査についてを議題とします。

各委員長から、委員会において審査及び調査中の事件について、会議規則74条の規定に基づき、お手元に配布しました申請書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。

お詫びします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査について、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

従って、各委員長からの申し出のとおりとすることに決定しました。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（松本敏郎君）

令和4年12月第27回黒潮町議会定例会、誠にお疲れ様でした。また、本議会に提案させていただきましたすべての議案につきまして、ご承認賜り、誠にありがとうございます。本議会を通じて、いただきました意見を参考にして、今後住民福祉の向上、そして、このコロナの時代に負けない、活力あるまちづくりに向かって全力で取り組んで行きます。

議長（小松孝年君）

これで、町長の発言を終わります。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

これで、令和4年12月第27回黒潮町議会定例会を閉会します。

閉会時間 14時 13分

会議録の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議長 小松春年

署名議員 山崎正男

署名議員 矢野昭三